

## A. 研究目的

拘禁を回避する条件を整えるためには、福祉的な支援が必要な高齢者や障害者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

本研究は、日本における被疑者・被告人となった高齢・障害者らの実態や彼らに対する司法関係者・法曹の態度や意識を調査しつつ、諸外国の制度を参考にしながら、こうした高齢・障害者の拘禁を回避する方法を探る。

## B. 研究方法

平成 21 年度

- ・ 法務と福祉の接点である更生保護との連携の検討
- ・ 執行猶予付判決後の保護観察の現状

平成 22 年度

- ・ 各調査の実施及び検証
- ・ 課題の整理と対応の検討

平成 23 年度

- ・ 提言内容の整理

本研究では、高齢者や障害者が比較的軽微な犯罪で被疑者・被告人となった際に、拘禁を回避するためにどのような仕組み（支援）が必要であるかについて、特に更生保護に焦点を当てて研究を進めたい。

- ① 被疑者・被告人となった高齢者・障害者について警察・刑事司法統計（検察、矯正、保護統計年報）といった既存の統計を調査することでその特徴を分析する。
- ② 保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。
- ③ 更生保護施設及び保護観察所等に対して、執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態や留意点に関する調査を実施する。組織的なアンケート形式の社会

調査が困難な場合には、インタビュー形式の調査の実施も検討したい。

### 【更生保護施設に対する調査】

- ・ 保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢者・障害者の受入れ実態
- ・ 高齢者・障害者を受け入れる際に考慮する事項
- ・ 高齢者・障害者を受け入れるために必要な条件又は福祉的支援
- ・ 更生保護施設と福祉との連携の現状・課題

- ④ 諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、例えば「判決前調査」、「特別な当番弁護制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」、「知的障害者の親の会などの民間組織による全国的な支援」等について具体的に調査する。

調査対象国としては、龍谷大学矯正保護研究センターと研究協力関係にあり調整が可能な北欧・イギリス・イタリア・台湾・韓国等を調査対象としたい。具体的には、これらの国における触法高齢・障害者に対する支援制度の概要に関する文献等の情報収集を行い、その中で、日本において参考になる制度が確立している国を特定し、実地調査を行いたい。

具体的な提携先としては、

- ・ ポーツマス大学刑事司法研究所との共同研究
- ・ オスロ大学犯罪学研究所との共同研究
- ・ イタリア（UNICRI）との共同研究

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以

- 下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報とは、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
  3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
  4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
  5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
  6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
  7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
  8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

## C. 研究結果

### 1) 統計分析 (保護統計年報等)

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。

平成22年度は、更生保護における4号観察者と更生緊急保護に注目して、その動向を調査している。ここでは、主に1995年から2009年のデータに基づき、概要を報告する(別紙1参照)。

まず、4号観察者新受人員の年齢構成比であるが、この間では2000年をピークに全体の新受人員数は減少傾向にある。しかし、65歳以上の新受人員は1.2%から6.4%に推移しており、60歳以上を見ると3.1%から11.3%に推移している。次に、新受人員の知能指数であるが、4号観察者では90%以上が「不詳」となっており、その正確な動向はわからない。これは全体の新受人員の知能指数でも30%から40%が「不詳」となっており、更生保護の受け入れ段階で知能指数を測定していない結果であろう。ただし、4号観察者の新受人員のうち知能指数が70以下の人員が1%前後存在していることは注目しておかなければならない。なお、3号観察者においては、知能指数が70以下の人員が20%前後存在している。ま

た、4号観察者新受人員の精神状況でも、これも正確な動向はわからないものの、約2%前後が「知的障害」に分類されている。ただし、「その他の精神障害」に分類されている者が2.9%から13.6%に推移している。

次に、生計状況では、「貧困」(生活保護受給・公共料金を払えない等)に分類される者が約30%から約40%へと推移している。また、新受人員の職業の有無であるが、「無職(その他)」「不詳」が40%強から約60%へと推移しており、4号観察者の半数近くが生計に困窮していることが分かる。このような状態は、保護観察終了時には一定は改善されているが、依然約40%の者が「無職(その他)」「不詳」のままである。

次に、更生緊急保護人員については年々増加しており、その内訳では実数と構成比とともに「刑の執行終了者」が増加していることが分かる。また、更生保護施設委託終了者の終了事由別にみると、円満退所(自立)が最も多く65%から70%を占める。次いで、「種別移動」「無断退所」が多いが、約2%前後が「円満退所(福祉施設等へ)」に分類されている。このような傾向は、更生緊急保護人員のうち刑執行終了者においても同様である。また、刑執行終了者の更生保護施設委託終了者のうち、「円満退所(福祉施設等へ)」となっている者の入所回数は約30%から約50%を「初回」の者が閉めているが、年度によっては複数回入所している者が約70%を占めている。

(研究協力者：我藤諭)

### 2) 更生保護施設に対する調査

従来、就労による自立更生を目指してきた更生保護施設の多くが、就労可能性の低いかれらを積極的に受け入れる訳ではない。しかし刑事施設から、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢者・障害者を受け入れる更生保護施設は多いと考えられる。このため、触法高齢者・障害者について、更生保護施設における受け入れ実態、補導員の態度を把握・分析することにより、かれらを対象とする更生保護の現状と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

また定着支援センターは、事業開始後様々なケースへの対応が迫られている。この中で社会福祉による対応ではなく、障害者雇用による対応や医療機関との連携などによる支援が望ましいケースも見受けられる。このため、これまで対応してきたケースについて集約、ソーシャルワークの立場から地域生活定着支援における実践モデル構築に向けた課題分析を実施していくこととする。

## 【調査方法】

更生保護施設及び補導員・福祉職（※）に対する調査と、定着支援センターに対する調査を併行して実施、特別調整の現状を把握、分析することにより、特別調整の受け皿における実践上の課題を把握、分析していく。

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、補足的にインタビュー調査を通し、1) 受入に対する実態・2) 打診のあった際に検討する事項・3) 受け入れのために必要と考える条件や支援・4) 社会福祉との連携、について調査を行う。質問紙は留置法もしくは郵送法を併用し、インタビュー調査は調査者が訪問して実施することとする。

定着支援センターに対しては、インタビュー調査を実施、対応したケースを集約していくこととする。支援の過程を分析して、受入先確保や関係機関・団体への連携上の課題を明らかにしていく。

※ 更生保護施設でも刑事施設と同じく社会福祉士の採用を予定していたが、実際には介護福祉士など他の資格の福祉職員が採用されているところもある。このため現状を踏まえて「福祉職」という表記とする。

### ア) 更生保護施設に対する質問紙調査の内容

別紙2のとおり。

### イ) 更生保護施設職員へのインタビュー調査の内容

高齢者・障害者の受け入れ経験のある更生保護施設職員に対し、受け入れケースの処遇過程を中心に半構造的な聞き取り調査を行う。聞き取り調査は、以下の調査項目を踏まえた半構造的なインタビュー調査を実施する。なおインタビューは更生保護施設の補導員および福祉職から実施する。

(調査項目)

- ・受け入れたケースの属性
- ・受け入れたケースについて実施した処遇内容（処遇過程に沿って）
- ・処遇のなかで困った内容
- ・処遇のなかで調整上考慮した内容
- ・処遇後の課題

### ウ) 地域生活定着支援センターへのインタビュー調査の内容

全国の定着支援センターの職員に対し、受け入れたケースについて、支援の過程に沿って調整・検討した内容を以下の項目を踏まえた半構造的なインタビューを実施する。

(調査項目)

- ・受け入れたケースの属性
- ・受け入れたケースについて実施した支援内容（支援の家庭に沿って）
- ・環境調整で困った内容
- ・支援の中で配慮した点
- ・今後の課題

## 【前年度までの調査】

更生保護施設に対する質問紙調査およびインタビュー調査の設計を終えて、1 施設の協力を得て試行的にインタビュー調査・質問紙調査を実施し、現在結果の整理と見直しを行っている。また調査協力を得るべく、関係機関との打ち合わせを進めつつ、報告者の調査研究に協力頂いてきた他2施設への依頼を実施している。

## 【更生保護施設に対する質問紙調査結果】

全国の更生保護施設を対象として、郵送自記式の質問紙調査を行った。回答施設数は96施設であった。別紙3に単純集計結果を示す。

(研究協力者：古川隆司)

### 3) 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、特に、刑事司法で働く専門職としてのソーシャル・ワーカーに焦点を当てつつ、「判決前・後(社会)調査」、「特別な当番弁護士制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等についてまずそれぞれの国の概要について調査を実施している。

平成22度は、イタリア、ドイツ等を調査対象としている。

また、ノルウェーについては、平成22年3月に浜井がオスロ大学を訪問し、海外協力者のLill Scherdin(リル・シェリダン)の協力の下、政府統計局(司法統計部門)、オスロ刑務所を訪問し、担当者に対してインタビュー調査を実施したほか、オスロ大学犯罪学研究所のスタッフとの意見交換会を実施し情報を収集した。この調査結果

については、第3回会議で報告すると同時に、その内容の一部は、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』（現代人文社）63号に掲載された。ノルウェーの年金制度や住宅政策など高齢者や障害者に対するセイフティーネットの詳細や刑事司法関係者の研修制度についても資料収集を続け、必要があれば年度末に再訪問を実施したい。

イタリアについては、トリノにある UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute) の研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ) & Francesca Bosco (フランチェスカ・ボスコ) の両氏に研究協力を依頼し、イタリアの刑事司法における高齢・障害者の処遇に関する報告書(英語)を受領した。イタリア報告書は現在改訂版が作成され翻訳中である。

本年度は、こうした事前調査を基に、高齢者や障害者を刑務所に入れなかったための刑事司法制度の運用や実務についてより具体的な内容を調査した。UNICRI に協力を要請しイタリアでの現地調査を企画、司法精神病院、刑務所、矯正処分監督裁判所、社会内刑執行機関等を訪問し各機関の責任者や実務担当者に対するインタビュー調査を実施した。この調査結果(別紙4参照)については、その内容の一部を、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』（現代人文社）65号に掲載された。

イギリスについては、Tom Ellis (トム・エリス) に関連文献の調査を依頼し、Elaine Crawley や Richard Sparks からイギリスにおける高齢犯罪者処遇に関する複数の文献を入手した。また、来年度神戸で行われる国際犯罪学会の世界大会において、Strathclyde 大学の Tata Cyrus 教授にイギリスにおける判決前調査の効果について報告してもらう予定である。

なお、韓国については、刑事司法において、高齢者や知的障害者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。

#### 4) ドイツ及びイギリスにおける障害者等に対する取調べと援助

##### 【ドイツにおける障害者等に対する取調べと援助】

ドイツにおいては、精神障害者等に対する弁護権保障に関する規定が刑事訴訟法に設けられている。ドイツ刑事訴訟法 140 条 2 項は、「裁判長は、…被告人が自ら防衛することができないことが明らかとなるとき、請求により又は職権で、弁護人を任命する」と規定している。この「自ら防衛することができないことが明らかとなるとき」には、精神障害、知的障害、高齢者、読み書きができない者、

心身障害者のための特殊学校の学生が被疑者の場合に含まれるとされている。後述のイギリスの例に比べて、逮捕されていない場合においても、弁護人の選任があり得る点で特徴的である(ドイツ刑事訴訟法 141 条 1 項、2 項)。

この規定により選任された弁護人は、被疑者と協議するために必要な援助を得ることができる(裁判所構成法 186 条)。

他方で、イギリスのように取調べへの弁護人の立会は認められていない。もっとも、以下の点に留意する必要がある。ドイツでは、取調べ自体を目的とした身体拘束(尋問を行うための勾引)が認められている。他方で、日本でいう逮捕・勾留された場合は、逮捕後に最大 48 時間以内に裁判官のもとに尋問のため引致されなければならない。その後は被疑者の身体は捜査機関の手元に置かれるため、基本的に取調べは行われない。それゆえ、被疑者が取調べを受ける場合には、任意に応じる場合と召喚・勾引に基づく場合があることになる。前者の場合については、被疑者が取調べを拒否した場合は捜査機関による説得は可能とはいえ、取調べは中止されるべきとされている。後者の場合において、日本のような出頭・滞留義務が課せられるかが問題となる。通説は、このような場合でも被疑者が取調べを拒否した場合は、取調べそのものを終了して、被疑者を釈放すべきとされている。また、被疑者には、取調べ中も含めていつでも弁護人と自由に相談する権利が認められている。被疑者が弁護人との相談を申請した場合は、取調べは中断されなければならないし、取調べ前に申請があった場合は取調べは延期されるべきとされている。このような実務を前提とすれば、弁護人による取調べのコントロールも可能であろう。

【イギリスにおける障害者等に対する取調べと援助】(京明「被疑者取調べにおける精神障害者等の供述の自由」(1)(2・完)香川法学 28 巻 2 号(2008)、3・4 号(2009)の内容に加え、Ed Cape, *Defending Suspects at Police Stations* 5<sup>th</sup>.ed. 2006 なども参照した。)

##### (1) 「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」

イギリスでは、少年や精神障害など、精神的に傷つきやすい者が逮捕などされた場合に、弁護権保障だけでなく、それらの者を福祉的・心理的に援助する第三者が必要的に関与する制度が構築されている。これを、「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」という。

この制度は、1984年の警察・刑事証拠法 (PACE) によって創設された。

この「適切な大人」(少年の場合を除く)とは、①「親

族、後見人、その他その者のケア若しくは看護に責任を負う者」、②「精神病患者又は精神的に傷つきやすい人々の扱いに習熟している者。但し、警察官又は警察官に雇用されている者を除く」、③「そのいずれも存在しない場合は、警察官又は警察に雇用されている者を除く 18 歳以上の責任のある大人」とされている。さらに、家族より習熟や訓練について資格を有する者が望ましいとされている（実務規範 C1.7、ガイダンス 1D）。

## （2）制度の概要

被疑者が逮捕された場合、警察官である留置管理官（Custody Officer）は、「被留置者が、精神障害者もしくはその他の精神的に傷つきやすい者であること、又は自己に対する質問もしくは自己の解答の意義を精神的に理解することができないものであるとの疑いを持ったとき、又は善意でその旨を知らされたとき」は、その被留置者を精神障害者若しくはその他の精神的に傷つきやすい者（以下、精神障害者等）として扱うべきとされている（PACE 実務規範 C1.4 条）。

留置担当官が精神障害者等に当たると判断する基準については、次のような規定がある（実務規範 C に関するガイダンス 1 G）。まず、①「精神障害」とは、1983 年精神衛生法 1 条 2 項において、「精神病、精神の発達遅滞、精神病質、その他の精神の障害又は無能力」とされている。②「精神的に傷つきやすい」とは、その精神の状態又は能力のゆえに、自分に対して言われていること、自分に対する質問又は自分の返答の意味を理解しないおそれがある被留置者を指すと言われている。

被留置者が、精神障害者等に当たると判断された場合、自分が逮捕されたことを「友人、親族、知人、その他の福利に関心を有すると思われる者」に通知する権利（PACE 56 条、実務規範 C5 条。この権利はそもそも逮捕・留置されている者に認められている）に加えて、被留置官により遅滞なく当該留置の理由及び被留置者の所在を遅滞なく「適切な大人」に対して通知し、「適切な大人」に警察署への出頭を要求するとされている（実務規範 C 3.15 条）。

この、「適切な大人」は、役割は被疑者の取調べにおけるものとそれ以外のものに区別することができる。

まず取調べに関するもの以外の役割を挙げておこう（助言や権利告知・行使の実効化）。①被疑者が逮捕・留置された場合においてなされる権利（逮捕されたことを連絡してもらい権利、弁護士と内密に相談する権利、実務規範を参照する権利）の告知などに立会うという役割

（実務規範 3.1、3.17 条など）。被疑者自身への助言や援助という「適切な大人」の義務、その「適切な大人」といっても内密に相談できることに関する助言も被留置者になされる（実務規範 C 3.18 条）。②被留置者本人が要求していない場合であっても、本人の利益のために、法的助言を得るために弁護士を要求すること（実務規範 C 3.19 条）。この要求がなされた場合は、原則として取調べを行うことはできない（実務規範 C 6.6）。

次に、取調べに関するものを挙げておこう。まず、被疑者取調べへの立会については、「適切な大人」のいないところで、取り調べを受け、又警告の下に作成された供述書面若しくは取調べ記録への署名やその提出を求められてはならない、とされている（実務規範 C 11.15 条）。さらに、「適切な大人」が取調べに立ち会う意味としては、①取調べを受ける者への助言、②取調べが適正かつ公正に行われているかの観察、③取調べを受けている者とのコミュニケーションの促進が挙げられている。それゆえ、「適切な大人」は、取調べが、被疑者を混乱させ、抑圧的な方法で行われる場合などは、弁護士による法的助言を得るため、取調べの中断を求めることができる（取調べが長時間に及んだり、被疑者が混乱するなどした場合も同様である）。このような「適切な大人」の立会なく、取調べが行われた場合は、そこで獲得された自白は排除される。

## （3）実務上の諸問題

精神障害者等に該当するかどうかの判断は、留置管理官である。しかし、留置管理官は、該当するとの疑いをもったとしても、直ちに「適切な大人」を呼ぶわけではなく、医師、とくに警察医を呼び、その診断を求めるのが一般的であるとされている。そして、医師の判断、助言、勧告を踏まえて、「適切な大人」を呼ぶかどうかの判断をしているとされている。このような運用の背景については、「適切な大人」を呼ぶまでに要する手間や時間を回避するのに役立つという理由があるということが指摘されている。他方で、医師を呼ぶ判断をするのは結局留置管理官なのであるから、やはり警察に対する研修やガイドラインが必要であるとする指摘もある。

その他、「適切な大人」の役割や資格に関するガイダンス、供給のための制度の充実など様々な改革の必要性などが指摘されている。

## 4. まとめ

### （1）日本の法制度

日本では、2004年の刑訴法改正により、裁判官の職権による被疑者の国選弁護人の選任要件として「精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者」が加えられた。この改正自体は、重要といえる。とはいえ、この規定は被疑者が最大72時間の逮捕後に勾留がなされたことが前提とされている。それゆえ、72時間逮捕されながら取調べを受けた後に関する規定であるといえる。また、その判断については明確な判断は示されていないし、弁護人も含めて第三者による取調べへの立会は認められていない。さらに、このような手続、とくに取調べを経て獲得された自白については、証拠能力（証拠としての資格）という観点ではなく、証明力（証拠としての価値）の面で考慮されているに過ぎない。

## （2）日本法への示唆

ヨーロッパ人権裁判所も認めているように、捜査手続においても「公正な手続を受ける権利」が最大限保障されるべきである。日本は、ヨーロッパ人権条約を批准していないが、ほぼ同内容の自由権規約を批准している。さらに、「障害者の権利条約」13条を踏まえるならば、日本の捜査手続においても「障害者にとっての公正な手続」が保障されなければならない（憲法31条や37条も同内容の要求をしていると解すべきである）。

これらを基礎として、精神障害者等に対する取調べへの弁護人の立会や取調べの可視化、さらには社会福祉士などの専門家の立会や手続関与が認められるべきである。そのモデルにイギリスはなり得る。

さて、そのための実現方法としては、法改正があり得る。弁護人選任の基準の改正、取調べなどの関与に関する規定が設けられるべきである。他方で、法改正がなされない期間における法解釈としては、刑訴法31条2項にいう「特別弁護人」の活用が考えられる。この規定を用いることができるならば、身体を拘束された被疑者との接見などの権限も認められることになるなどのメリットも考えられる。もっとも、最高裁判例は、この規定の適用を公訴提起後に限るとしている（最決平5・10・19刑集47巻8号67頁）。しかし、このように時期を限定する法規定上の根拠はないというべきである。いずれにせよ取調べの可視化が実現しない限り、多くの問題が残ることは明らかである。

他方で、イギリスでも問題となっているように、被疑者が精神障害者等であるかどうかの判断はやはり困難が伴う。イギリスの実務のように医師を関与させる手続は

十分検討に値するであろうが、結局警察官の判断が介入する。やはり、警察官や弁護人等に対する研修が重要であろう。また、身体拘束場所に社会福祉士など専門家が常駐する制度も考えられてよいかもしれない。

（研究協力者：斎藤司）

## 5) 触法・被疑者となった高齢・障害者に関する弁護士に対する実態把握調査

荒弁護士グループと協力して、弁護士会を通じて刑事弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施するために、調査票を荒弁護士グループの辻川弁護士らと作成した（別紙5参照）。調査対象者は、各単位会の刑事弁護委員会あるいは高齢者・障がい者の権利委員会に所属する弁護士4473名（重複者有）で、2011年2月4日に各単位会の委員会に郵送し、各委員会に配布するように依頼した。現在（2011年3月23日時点）、366名からの返送がある（回収率8.2%）。

## D. 考察

### 1) 研究成果の学術的意義について

#### ア 統計分析(保護統計年報等)

触法・被疑者となった高齢・障害者の動向については、高齢者が顕著に増加していることは明らかである一方で、知的障害者に関する動向は、「不詳」等が多く正確には把握しきれない部分がある。ただし、人口比等を考慮すると、潜在的に知的障害者が存在している可能性は高い。また、更生緊急保護では、年々その人員は増加しているものの、更生保護施設から福祉施設等につないでいるケースが非常に少ないことが明らかになった。

#### イ 更生保護施設に対する調査

更生保護施設(職員)に対するアンケート調査では、更生保護施設が矯正施設と社会の間に位置する中間的な施設であり、次につなぐ場所がない場合には、自立が困難な高齢者や障害者の受け入れに必ずしも積極的ではないことや、受け入れた場合にも生き甲斐を持たせるなど処遇上の困難を抱えていること、更には受け入れを依頼する矯正施設から正確な情報が伝えられていないことなどに対して不信感があることなどが明らかとなった。つまり、更生保護施設に高齢・障害者を受け入れてもらうためには、こうした問題点を克服し、更生保護施設退所後の具体的な見通しを立てることが必要となる。

ウ 諸外国における刑事司法と福祉の連携ノルウェーには、刑事司法と福祉をつなぐような特別な仕組みは存在

せず、刑務所内を含めて社会の隅々まで福祉が行き渡り、被疑者・被告人が例外とはならないことが確認された。そのため、ノルウェーには本研究で問題となっている被疑者・被告人となった高齢・障害者そのものがほとんど存在していない。つまり、福祉によるセイフティーネットを整えることでこの研究課題の対象となっている問題は発生しないということである。

イタリアは、憲法（第27条）において、刑罰は更生を目指すものでなければならぬと明記されている。そのため、裁判で実刑が選択された場合には、判決後に、矯正処分監督裁判所という裁判所が、実刑の執行形態を受刑者の更生という観点から検討する仕組みが存在する。高齢者や障害者の場合、更生を考えると、刑務所に収容することは適当ではないと判断されることが多いため、代替刑として、保護観察や自宅や公的福祉施設で刑を執行することが選択されやすい。

日本の憲法には、更生に関する規程は存在しない。日本の刑罰の目的は応報と一般予防が中心であり、そのため、裁判までの刑事司法には更生という視点が欠如しており、これが、本研究課題のような問題を引き起こしている。

また、被疑者・被告人となった高齢・障害者の人権保障という観点から見ると、特に障害者についてであるが、ドイツやイギリスのように取り調べの段階から、福祉的な素養を持つ専門職が寄り添うことで、捜査官や検察官・裁判官に対して配慮を促すことが可能となる。

#### エ 弁護士に対する調査

日弁連の協力を得て、各単位弁護士会の刑事弁護委員会や高齢・障害委員会に所属する弁護士に対してアンケート調査を実施したが、委員会としてアンケートへの協力に消極的であったり、刑事弁護委員会の中には、アンケートの趣旨、つまり弁護士が更生を意識すること自体が理解しなかつたりするような反応があり、法曹の中に更生という視点を持たせること自体が容易でないことが明らかとなった。

#### 2) 研究成果の行政的意義について

上記のように、そもそも高齢者や障害者という社会的弱者と言われる人々が軽微な犯罪で累犯化して実刑となる背景には、福祉そのものの不十分さ、刑事司法と福祉との連携の不足(刑事司法の中における福祉の不在)、刑罰目的としての更生の不在、刑事司法を運営する法曹の更生に対する意識の不足などがあることが明らかとなった。

本研究の行政的意義としては、上記のような問題点を解決・克服するために、知的障害者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的であり、そのためには各刑事司法機関の連携や刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となるといったことが明らかとなったことを挙げる事ができる。

#### E. 結論

上記のように、本研究課題である被疑者・被告人となった高齢障害者の拘禁を回避するためには、知的障害者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的であり、そのためには各刑事司法機関の連携やそれ園刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となる。

具体的には、福祉的な支援が必要な高齢者や障害者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴(公判請求)されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

高齢者や知的障害者に必要な福祉ニーズの把握と具体的支援のあり方としては、以下のような施策が考えられる。

#### 1) 当番弁護制度の活用

これは、被疑者段階で関わる当番弁護士や被告人段階で関わる国選弁護人に対して、高齢者や障害者など福祉的支援が必要な被疑者・被告人の存在とそのニーズや支援の在り方に対する問題意識を持ってもらうことから始める必要がある。そのためには、弁護士を含めた法曹の意識を改革するために、こうした高齢・障害を持つ被疑者・被告人の問題や彼らの更生に関する研修会を活発に行い、弁護士一人ひとりの自覚を促すことで、支援の可能性を高めるものである。

#### 2) 警察、検察庁や裁判所への社会福祉士等の専門職の配置

これは、検察庁や裁判所に触法高齢者や障害者の支援に精通した社会福祉士を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援するものである。具体的には、起訴前の取り調べや公判に当たって、高齢者や障害が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求めるものである。これによって、事案は軽微であるものの、起訴猶予や執行猶予を選択するには、反省の程度や社会的な受け皿が不足していると判断しているケースについては、この社会福祉士が、その専門的知識を活用して拘禁を回避するための条件を整えることができる。

この点に関しては、イタリア法務省に所属し、刑事司法、特に刑罰の執行段階で重要な役割を果たしているソーシャル・サービスの UEPE が一つのモデルとなる。UEPE は、ソーシャル・ワーカーや臨床心理士から構成され、イタリア憲法に示された「刑罰は人道的で、かつ更生に資するものでなくてはならない」という理念に基づいて作られた組織であり、障害者や高齢者の刑罰の執行(代替刑の選択)に当たって刑事司法の様々な段階で、社会福祉や更生の立場から積極的な役割(助言・勧告)を行っている。日本では、家庭裁判所調査官がこの UEPE の役割に最も近い。

### 3) 判決前調査の導入

これは、家庭裁判所の調査官が行っている審判前の社会調査に近いものである。家庭裁判所の行う調査は、心理学、社会学等の専門的知識を活用しながら、審判対象となっている少年の非行原因や社会的背景、更生可能性、そのために必要な処遇を分析し、報告書にまとめて裁判官に提出する。触法高齢・障害者の支援にこの判決前調査を応用し、心理学や社会学だけでなく、社会福祉的な視点から、犯罪原因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策(支援計画)をまとめて裁判官に提出することで執行猶予を活用することが可能となる。そのためには、この判決前調査の更生プランができるだけ具体的に実行可能なものであることが望ましい。現在、受刑者に対しては保護観察所において環境調整が行われているが、ここでいう判決前調査は、環境調整を含むものであ

ること、つまりこの判決前調査には、帰住予定地・引受人を確定することが含まれることが望ましい。上記のイタリアの UEPE も、判決前調査に近い役割を果たしているが、イタリアでは、刑の執行段階で拘禁代替刑が検討されるため、判決後にこの社会調査が行われる。

### 4) 犯罪被害者支援のような民間ボランティア団体による組織的支援

これは、イギリスなどで民間の犯罪被害者支援組織が、犯罪が発生した時点から警察、検察、裁判所と協力して犯罪被害者の支援(相談、情報提供、公判への付き添いなど)を行っている活動を、犯罪者として検挙された高齢者・障害者などに応用するものである。海外でも、台湾など知的障害者の親の会などが、刑事司法機関に関わるようになった触法知的障害者に対する組織的な支援を行っている例がある。これを実施するためには、警察などの刑事司法機関と民間組織とのシステム化された連携が不可欠である。イタリアでは UEPE が様々な民間団体の協力を得ながら受刑者の支援に当たっている。

### 5) 中間施設としての更生保護施設活用の積極化

被疑者・被告人となった高齢・障害者の拘禁を回避するためには、一時的なものであっても起訴猶予、執行猶予を得るための受皿を確保することが必要となる。そのためには、更生保護施設の活用が不可欠であるが、更生保護施設では、高齢・障害者の処遇や退所後の生活に対する見通しがもてないため受け入れに消極的である。

そこで、更生保護施設における高齢・障害者の一時的な受け入れを積極化するためには、更生保護施設後の生活設計を具体化することが必要となる。そのためには、刑事施設や弁護士と地域生活定着支援センターとの連携が不可欠である。



F. 研究発表

1. 論文発表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
浜井 浩一	ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因	季刊刑事弁護	63	177-183	2010
浜井 浩一	イタリアにおける触法障害・高齢者の処遇について	季刊刑事弁護	65	167-172	2010
浜井 浩一	高齢者の犯罪	月刊福祉	94巻第3号		2011
古川 隆司	高齢犯罪者・触法障害者への社会福祉の実践と刑事政策との連携	龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報	7号	160-171	2010
古川 隆司	地域生活定着支援事業における専門職間連携--要援護性を中心に	犯罪と非行	165号	143-156	2010
古川 隆司	社会保障を含む社会復帰支援と課題--高齢者の犯罪と社会的寛容	週刊社会保障	64(2594)	54-59	2010

2. 学会報告

発表者氏名	種別	報告タイトル	学会名	年月日
浜井 浩一	セッション (Session 848: Crminal justice research in Asia)	Penal populism and aging prison population in Japan	アメリカ犯罪学会	2010.11.20.
古川 隆司	口頭報告	高齢犯罪者・触法障害者の社会復帰と福祉的措置の必要性	日本犯罪社会学会	2010.10.3.

G. 知的財産権の出願・登録状況 (予定も含む。)

なし

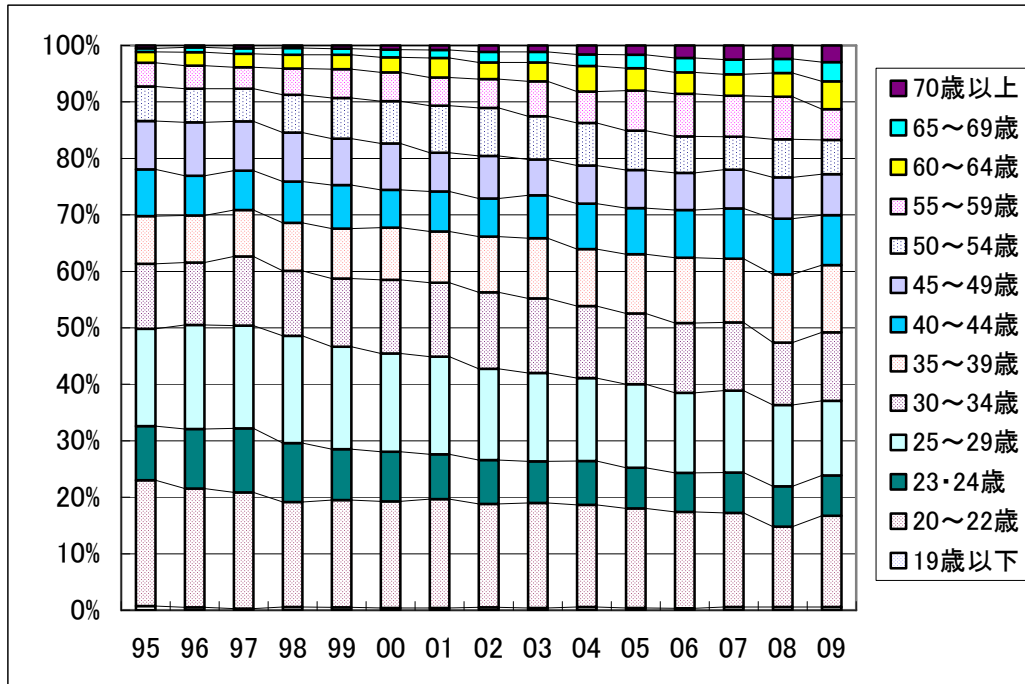


図1：4号観察者の年齢の推移（構成比）

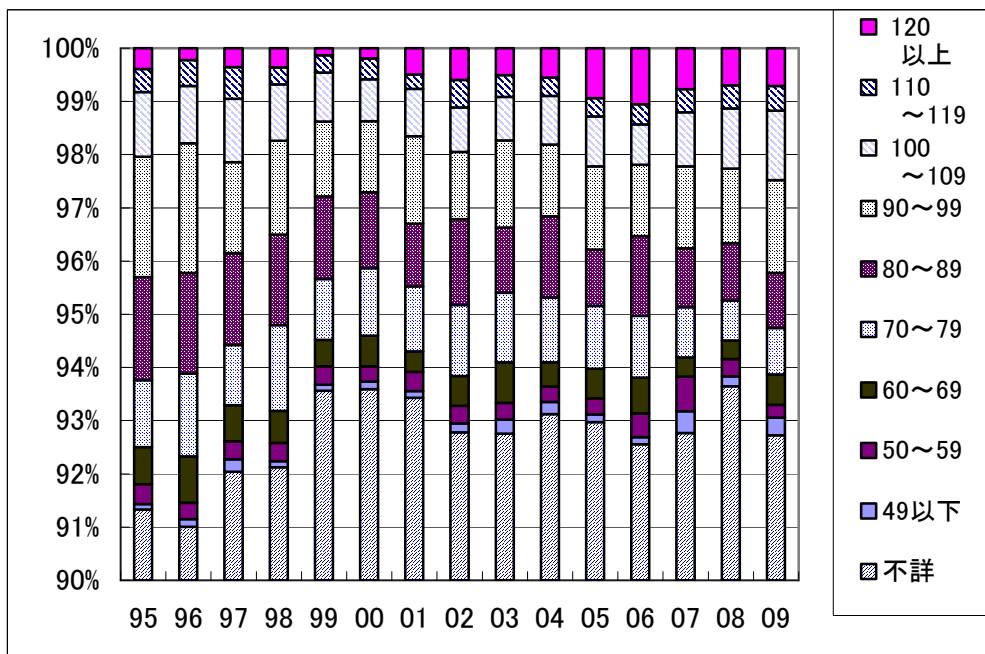


図2：4号観察者の知能指数の動向（構成比）

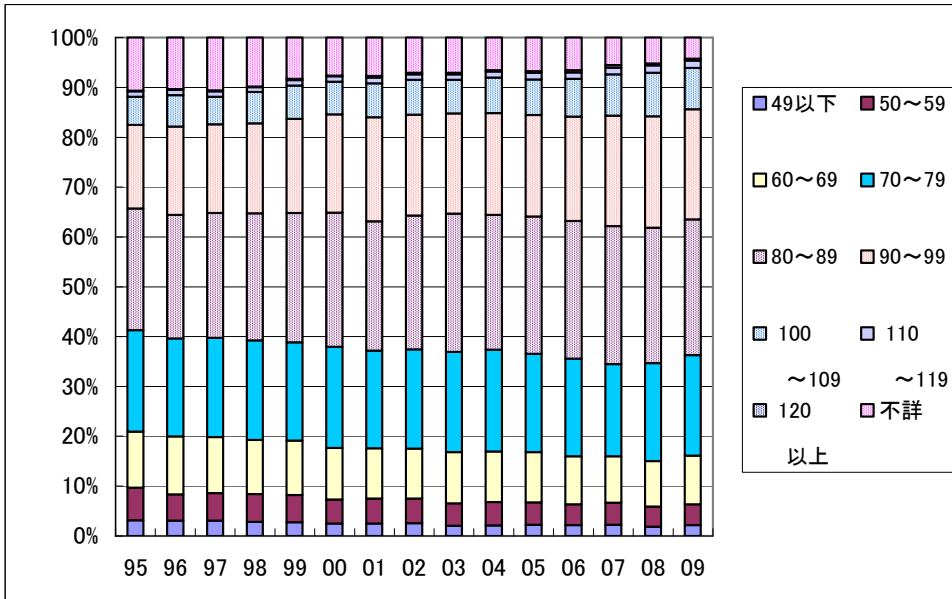


図3:3号観察者の知能指数の動向(構成比)

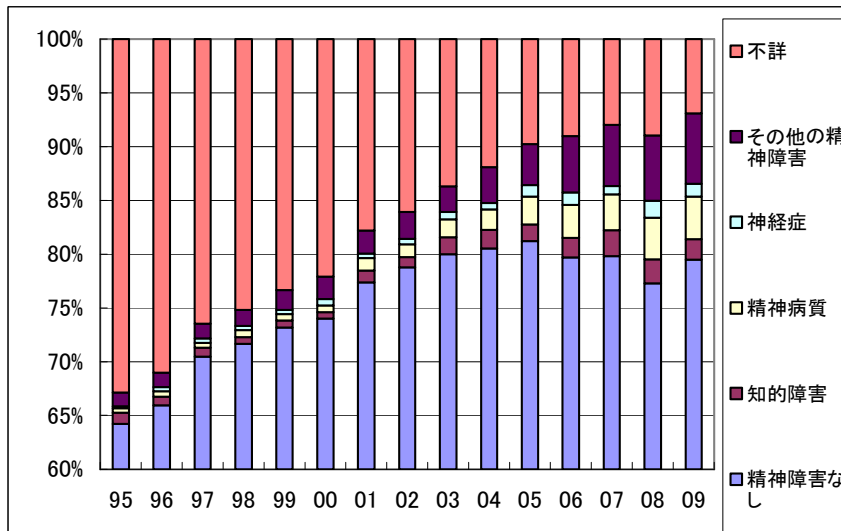


図4:4号観察者の精神状況の動向(構成比)

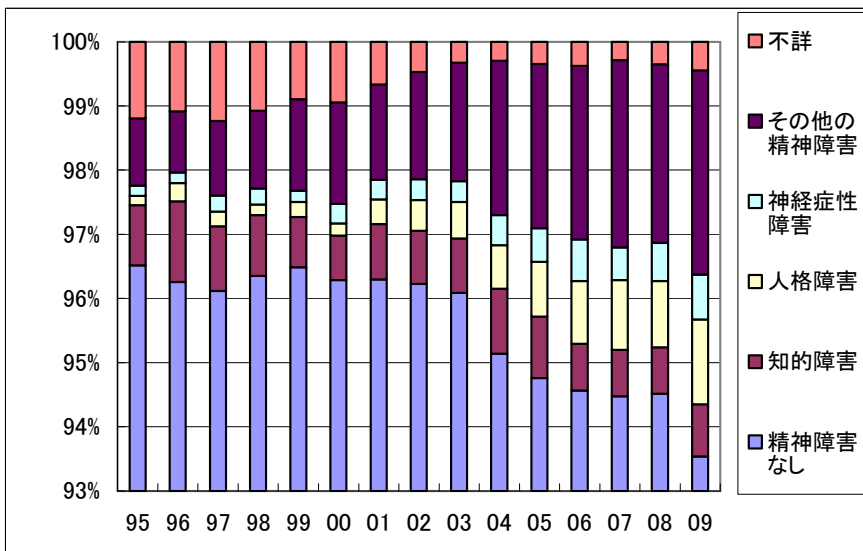


図5:3号観察者の精神状況の動向(構成比)

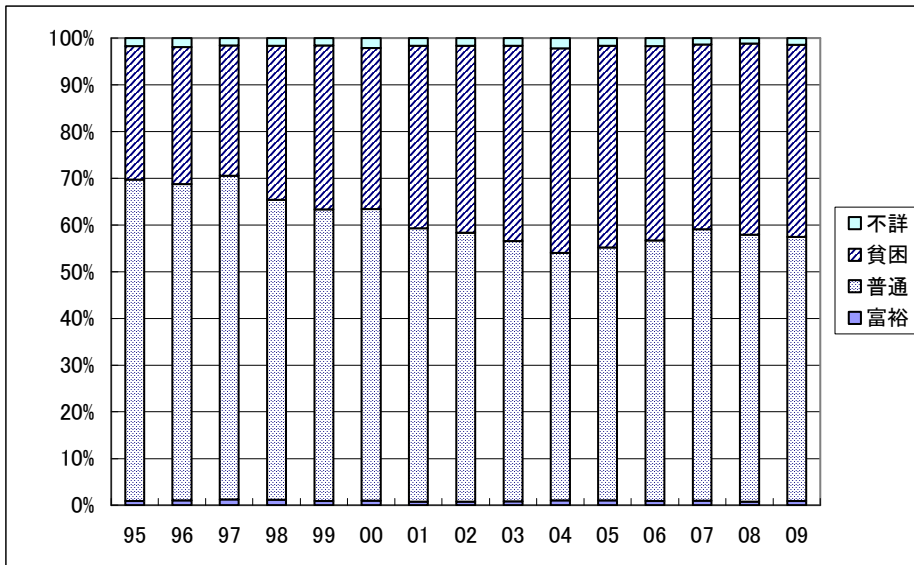


図6:新受4号観察者の生計状況の動向(構成比)

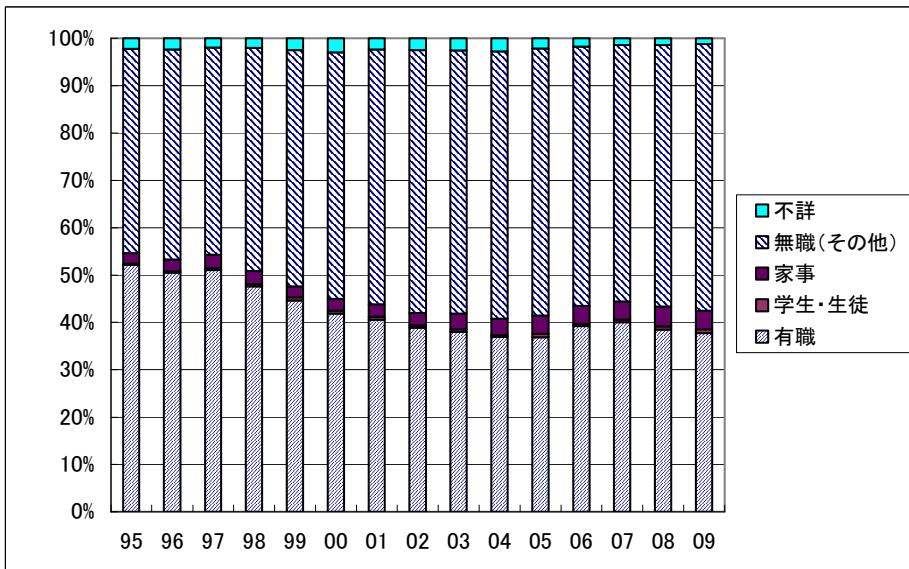


図7:新受4号観察者の職業の有無の推移(構成比)

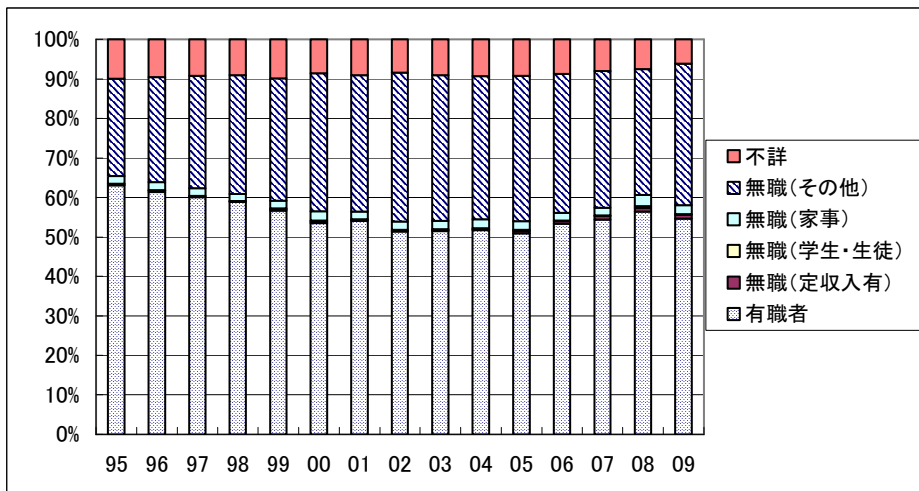


図8:新受4号観察終了者の職業の有無の推移(構成比)

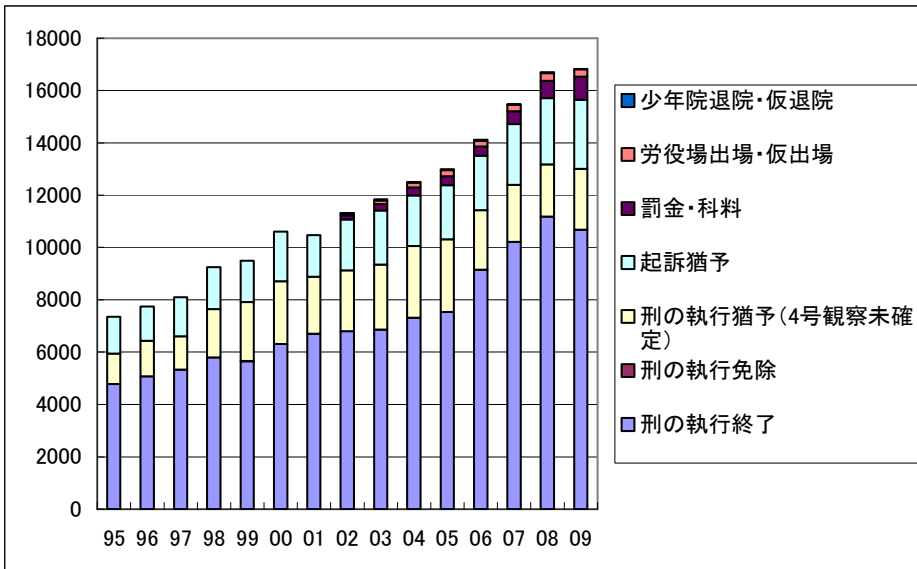


図9: 更生緊急保護事件の受理人員

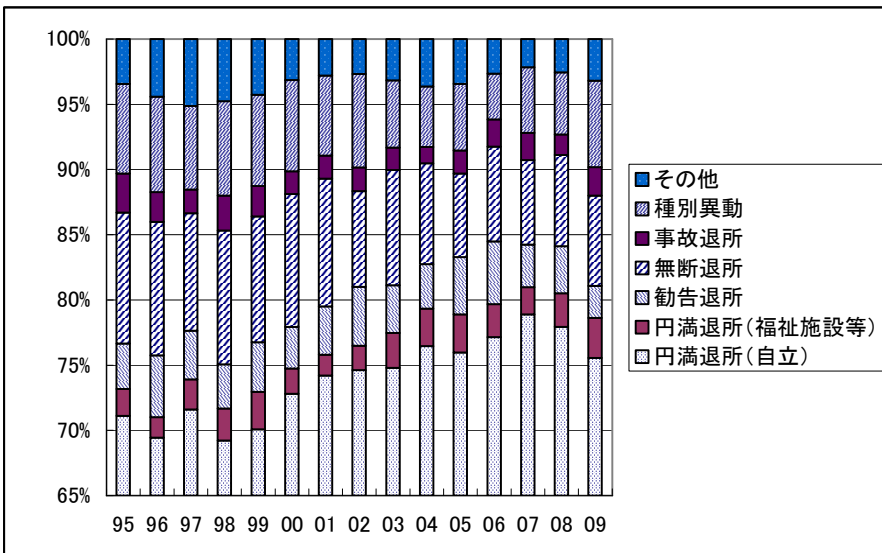


図10: 更生保護施設委託終了者の終了事由別(刑執行終了者)

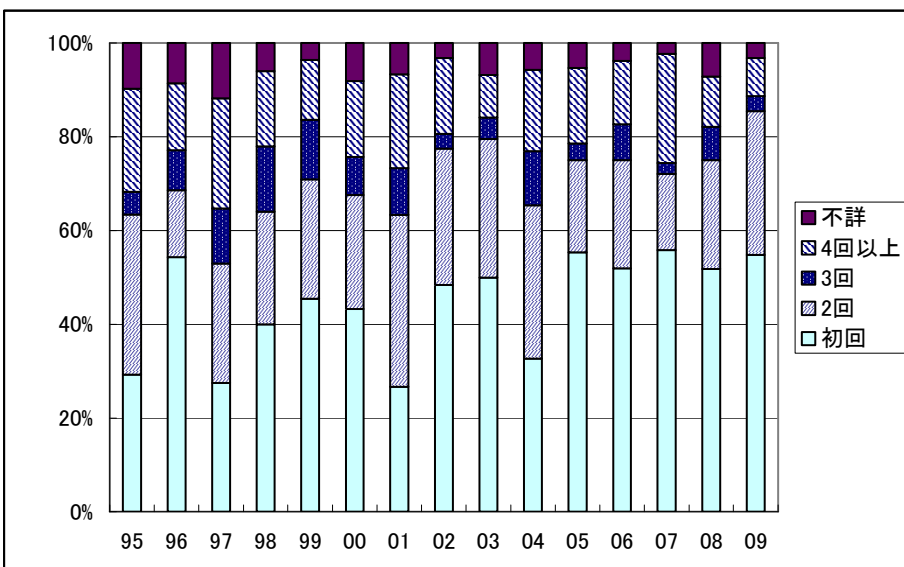


図11: 更生保護施設委託終了者の入所回数(刑執行終了者:終了事由福祉施設)

更生保護法人 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜井浩一

## 触法高齢者・障害者への処遇に関する調査について（ご依頼）

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（※）の研究分担者であう、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環で、全国の更生保護法人の運営される更生保護施設に、触法高齢者・障害者の更生保護処遇について、実態や課題と考えられること等を調査したく考えております。

ご多用のことと存じますが、本研究の趣旨をご理解頂き、ご協力の程をお願い申し上げます。

※ 課題番号：H21-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

**【調査結果の処理】**

この調査の内容は、個人情報に配慮して処理を行います。またこの調査紙は本研究の目的のみに用います。

**【調査の回答方法】**

選択肢のある質問については、該当する記号をお選び頂き、回答欄に記号でお答えください。記述式の質問は、回答欄へ自由にお書き下さい。

**【用語の定義】**

ここでいう「触法高齢者」「触法障害者」については、次の通りとします。

・触法高齢者 … 65歳以上の被保護者をいいます。

・触法障害者 … 専門機関等による知能検査の結果で知的障害との判定を受けている被保護者のほか、面接所見の結果、知的障害・軽度発達障害が予想される被保護者も含まれます。なお、知的障害を伴わない精神障害者（統合失調症・うつ病・覚せい剤精神疾患、人格障害など）は除きます。

☆本調査に関するお問合せは以下にお願い致します。

古川 隆司（追手門学院大学社会学部・准教授）

〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1-15

電話 072-641-9596

メール [furukawa@res.otemon.ac.jp](mailto:furukawa@res.otemon.ac.jp)

事 務 連 絡  
平成22年10月22日

地方更生保護委員会事務局 更生保護管理官 殿  
保護観察所統括保護観察官（更生保護施設担当） 殿

法務省保護局更生保護振興課専門官（更生保護事業担当）

厚生労働科学研究への協力について（連絡）

標記について、別添アンケートの依頼が各更生保護施設になされる予定となっております。

本研究は更生保護施設における障害者又は高齢者の処遇機能の充実に資するものと思われるので、業務に特段の支障がない限り、協力して問題ないものであることを所管更生保護施設に情報提供願います。  
なお、本件については、更生保護法人更生保護法人連盟と協議済みです。

I. 触法高齢者の受け入れについて

問1 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法高齢者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問2と問3は、問1で「ない」と答えた方のみお答えください>

問2 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問3 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空きがなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問4～7は、問1で「ある」と答えた方のみお答えください>

問4 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（複数選択可）。

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

問5 触法高齢者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢
- 1 犯歴
- 2 刑事施設での処遇状況
- 3 帰住先・身元引受先の有無
- 4 職業経験
- 5 本人の就労意欲
- 6 疾患や障害状態
- 7 所持金の有無
- 8 年金など社会保険の加入状況
- 9 その他（自由にお書き下さい）

問6 触法高齢者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（2つ以内を選択）。

- 1 就労について
- 2 年金など社会保険の加入について
- 3 帰住先・身元引受先との調整
- 4 疾患や障害状態について
- 5 福祉事務所や老人ホームとの調整
- 6 その他（自由にお書き下さい）



問7 触法高齢者を処遇され、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

## II. 触法障害者の受け入れについて

問8 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法障害者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問9と問10は、問8で「ない」と答えた方のみお答えください>

問9 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問10 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空きがなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問11～14は、問8で「ある」と答えた方のみお答えください>

問11 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい。（複数選択可）

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

問12 触法障害者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢
- 1 犯歴
- 2 刑事施設での処遇状況
- 3 帰住先・身元引受先の有無
- 4 職業経験
- 5 本人の就労意欲
- 6 疾患や障害状態
- 7 知能の程度
- 8 所持金の有無
- 9 年金など社会保険の加入状況
- 10 その他（自由にお書き下さい）

問 13 触法障害者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するもの 2 つ以内を選び□に v を入れて下さい。

- 1 就労について
- 2 年金など社会保険の加入について
- 3 帰住先・身元引受先との調整
- 4 疾患や障害状態・知能程度について
- 5 福祉事務所や障害者施設の調整
- 6 その他（自由にお書き下さい）

問 14 触法障害者を処遇されて、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

### Ⅲ. 触法高齢者・障害者の処遇における福祉との連携について

問 15 平成 21 年度から社会福祉士などの配置が取り組み始められました。貴施設での配置をお教え下さい。次のうち該当するもの一つを選び□に v を入れて下さい。

- 0 社会福祉士を配置している
- 1 介護福祉士を配置している
- 2 介護支援専門員を配置している
- 3 その他の職員を配置している（具体的にお書き下さい）
- 4 まだ配置していない

問 16 福祉資格のある職員の待遇について伺います。

(1) どのような雇用身分で採用されていますか。以下の選択肢から該当するものを一つ選び、□に v を入れて下さい。

- 0 常勤職員として採用した（勤務週 5 日）
- 1 非常勤職員として採用した（勤務週 1 回～4 回）
- 2 パートタイムとして採用した（勤務週 1 または隔週 1 回程度）

(2) 職務内容はどのようなことをされていますか。以下の選択肢から該当するもの全てについて、□に v を入れて下さい。

- 0 他職員と同じ職務内容
- 1 主に事務
- 2 主に処遇
- 3 特別の処遇プログラム
- 4 病院や福祉事務所などとの連絡調整
- 5 その他（具体的にお書き下さい）

(3) 上の他、職務について期待されることはありますか。自由にお書き下さい。

問 17 触法高齢者・障害者の処遇について、福祉関係者との連携について伺います。

(1) 福祉との連携への意向について、以下の選択肢から該当する程度を一つ選び、□に v を入れて下さい。

- 0 一層必要である
- 1 対象によって必要である
- 2 限定的に必要である（福祉・介護サービスの利用など）
- 3 あまり必要ない
- 4 まったく必要ない

(2) 福祉関係者との連携について課題と考えることはどのようなことですか。以下の選択肢から該当するものを3つ以内で選び、□にvを入れて下さい。

- 0 福祉制度の紹介・斡旋
- 1 福祉関係者とのチームによる処遇
- 2 福祉関係者からの助言
- 3 円満退所に向けた受け皿の確保
- 4 更生保護・福祉の考え方の理解
- 5 被保護者の人権に対する理解
- 6 施設の運営方針に対する理解
- 7 その他（自由にお書き下さい）

<問18は問17(1)で「一層必要」「対象により必要」「限定的に必要」と答えた方のみお答えください。>

問18 今後どのような点で福祉関係者との連携を進める必要があると考えますか。自由にお書き下さい。

問19 平成21年度から都道府県で地域生活定着支援センターが開設されはじめました。地域生活定着支援センターについて伺います。

(1) 貴施設の所在する都道府県では地域生活定着支援センターは開設されましたか。次の選択肢のうち一つを選び、□にvを入れてください。

- 0 開設された
- 1 開設準備中である
- 2 まだ開設されていない

(2) (1)で「開設された」と回答された方にお尋ねします。処遇についてセンターとの連携をどのように評価されますか。次の選択肢のうちあてはまるもの一つを選び□にvを入れてください。

- 0 うまく連携できていると思う
- 1 まあまあ連携できていると思う
- 2 まだ連携がうまくいっていないと思う
- 3 まったく連携ができていないと思う
- 4 わからない

(3) センターの開設にあたって課題であると考えられることはどのような点ですか。次の選択肢のうちあてはまるもの3つ以内を選び□にvを入れてください。

- 0 都道府県の理解や協力
- 1 市町村の理解や協力
- 2 社会福祉施設・団体の協力
- 3 地域住民の協力
- 4 BBSや保護司会など更生保護団体の協力
- 5 更生保護施設の協力
- 6 財政面の安定
- 7 情報の共有
- 8 その他（自由にお書き下さい）

問20 触法高齢者・触法障害者の更生保護について、考えや思いについて自由にお書き下さい。

**問 21 更生保護施設の勤務について伺います。差支えない範囲でお答えください。**

(1) 給与についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 満足している
- 1 まあ満足している
- 2 不満である

(2) 待遇についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 満足している
- 1 まあ満足している
- 2 不満である

(3) 雇用条件についての満足度として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 満足している
- 1 まあ満足している
- 2 不満である

(4) 職員の意欲として、次の選択肢のうちあてはまるもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 大いに意欲があると思う
- 1 まあ意欲があると思う
- 2 意欲がやや乏しいと思う
- 3 意欲が乏しいと思う

(5) 更生保護施設の運営に対するお考え・感想があれば自由にお書き下さい。

**最後に回答頂いた貴職について伺います。職種と経験年数・性別をお教えてください。**

職種 ( ), 経験年数 ( 年), 性別 ( 男・女 )

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。本調査用紙を返信用封筒にいれて、返信くださいますようお願い致します。

## 更生保護施設調査集計結果

## I. 触法高齢者の受け入れについて

問1	過去10年間に触法高齢者を受け入れた経験	回答数	構成比
	ある	88	92.6
	ない	7	7.4

問2	受け入れなかった理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	2	28.6
	雇用が決まる見込みが乏しいから	2	28.6
	専門的な処遇が行えないから	0	0.0
	専門機関等の協力が得られないから	1	14.3
	その他	2	28.6

問3	受け入れ打診に対し断った理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	2	28.6
	雇用が決まる見込みが乏しいから	2	28.6
	専門的な処遇が行えないから	1	14.3
	専門機関等の協力が得られないから	0	0.0
	空きがなかったため	0	0.0
	その他	2	28.6

問4	触法高齢者を受け入れた形態(複数回答)	回答数	構成比
	刑事施設から(中間処遇を除く)	79	89.8
	更生緊急保護として	69	78.4
	長期受刑者の中間処遇として	26	29.5
	市町村から	1	1.1
	警察から	0	0.0
	その他	3	3.4

問5	触法高齢者の受け入れで検討した点(複数回答)	回答数	構成比
	年齢	30	34.1
	犯歴	40	45.5
	刑事施設での処遇状況	23	26.1
	帰住先・身元引受先の有無	37	42.0
	職業経験	4	4.5
	本人の就労意欲	17	19.3
	疾患や障害の状態	73	83.0
	所持金の有無	6	6.8
	年金など社会保険の加入状況	31	35.2
	その他	3	3.4

問6	触法高齢者の処遇で考慮する点(2つ回答)	回答数	構成比
	就労について	20	22.7
	年金など社会保険の加入について	16	18.2
	帰住先・身元引受先との調整	34	38.6
	疾患や障害状態について	54	61.4
	福祉事務所や老人ホームとの調整	46	52.3
	その他	3	3.4

## II. 触法障害者の受け入れについて

問8	過去10年間の触法障害者の受け入れ経験	回答数	構成比
	ある	78	81.3
	ない	18	18.8

問9	受け入れなかった理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	1	5.9
	雇用が決まる見込みが乏しいから	4	23.5
	専門的な処遇が行えないから	7	41.2
	専門機関等の協力が得られないから	0	.0
	その他	5	29.4

問10	受け入れ打診に対し断った理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	2	28.6
	雇用が決まる見込みが乏しいから	2	28.6
	専門的な処遇が行えないから	1	14.3
	専門機関等の協力が得られないから	0	0.0
	空気がなかったため	0	0.0
	その他	2	28.6

問11	触法障害者を受け入れた形態(複数回答)	回答数	構成比
	刑事施設から(中間処遇を除く)	65	83.3
	更生緊急保護として	52	66.7
	長期受刑者の中間処遇として	11	14.1
	市町村から	1	1.3
	警察から	0	0.0
	その他	6	7.7

問12	触法障害者の受け入れで検討した点(複数回答)	回答数	構成比
	年齢	12	15.4
	犯歴	34	43.6
	刑事施設での処遇状況	15	19.2
	帰住先・身元引受先の有無	25	32.1
	職業経験	7	9.0
	本人の就労意欲	28	35.9
	疾患や障害の状態	60	76.9
	知能の程度	38	48.7
	所持金の有無	1	1.3
	年金など社会保険の加入状況	11	14.1
	その他	5	6.4

問13	触法障害者の処遇で考慮する点(2つ回答)	回答数	構成比
	就労について	31	39.7
	年金など社会保険の加入について	72	92.3
	帰住先・身元引受先との調整	23	29.5
	疾患や障害状態について	46	59.0
	福祉事務所や障害者施設との調整	50	64.1
	その他	1	1.3

### Ⅲ. 触法高齢者・障害者の処遇における福祉との連携について

問15	経営する施設における福祉職の配置	回答数	構成比
	社会福祉士	20	20.8
	介護福祉士	14	14.6
	介護支援専門員	4	4.2
	その他の職員	19	19.8
	配置していない	35	36.5

問16(1)	福祉職の雇用身分	回答数	構成比
	常勤職員(勤務週5日)	50	87.7
	非常勤職員(勤務週1回～4回)	2	3.5
	パートタイム(勤務週1または隔週1回程度)	1	1.8

問16(2)	福祉職の職務内容(複数回答)	回答数	構成比
	他職員と同じ職務内容	42	73.7
	主に事務	0	0.0
	主に処遇	14	24.6
	特別の処遇プログラム	15	26.3
	病院や福祉事務所などとの連絡調整	40	70.2
	その他	2	3.5

問17(1)	福祉との連携の必要の意向	回答数	構成比
	一層必要である	60	62.5
	対象によって必要である	30	31.3
	福祉サービス利用等限定的に必要である	3	3.1
	あまり必要ない	0	0.0
	まったく必要ない	0	0.0

問17(2)	福祉との連携で課題と考えること(3つ回答)	回答数	構成比
	福祉制度の紹介・斡旋	20	20.8
	福祉関係者とのチームによる処遇	52	54.2
	福祉関係者からの助言	22	22.9
	円満退所に向けた受け皿の確保	87	90.6
	更生保護・福祉の考え方の理解	49	51.0
	被保護者の人権に対する理解	3	3.1
	施設の運営方針に対する理解	19	19.8
	その他	2	2.1

問19(1)	地域生活定着支援センター開設状況(都道府県別)	回答数	構成比
	開設された	56	58.3
	開設準備中	6	6.3
	まだ開設されていない	31	32.3

問19(2)	(開設されたうち)連携の程度評価	回答数	構成比
	うまく連携できていると思う	13	23.2
	まあまあ連携できていると思う	12	21.4
	まだ連携がうまくいっていないと思う	12	21.4
	まったく連携ができていないと思う	3	5.4
	わからない	15	26.8

問19(3)	開設にあたり課題と考える点(3つ回答)	回答数	構成比
	都道府県の理解や協力	53	55.2
	市町村の理解や協力	56	58.3
	社会福祉施設・団体の協力	61	63.5
	地域住民の協力	14	14.6
	BBSや保護司会など更生保護団体の協力	4	4.2
	更生保護施設の協力	7	7.3
	財政面の安定	18	18.8
	情報の共有	22	22.9
	その他	5	5.2

## イタリア調査報告書

龍谷大学 浜井浩一

## 1. 調査期間

2010年8月30日から同年9月9日まで

## 2. 調査先

イタリア・ピエモンテ州トリノ市にある国連犯罪司法研究所(UNICRI)を拠点にイタリア北部の刑務所、司法精神病院、裁判所等を訪問しインタビュー調査を実施。

## 3. 調査目的

イタリア調査では、高齢・障害犯罪者の刑事司法における処遇及び刑事司法におけるソーシャルワーカーの活動についての調査を実施した。

イタリアを調査対象国として選んだ理由は、ヨーロッパ諸国の中で、人口規模を含めた国の大きさ、高齢化や財政問題といった政治・社会的背景が最も日本と近く、同じ大陸法の影響下にある国であり、政策提案を検討する場合に参考になる点が多いと考えたためである。

## 4. 調査結果・概要

## 目次

イタリアの刑事司法の概要

刑事責任能力と司法精神病院

司法精神病院 (OPG at Castiglione delle Stiviere)の訪問

司法精神病院の組織

OPGにおける処遇と治療

刑務所医療と OPG の関係

トリノ刑務所における精神科医療

矯正処分監督裁判所(Tribunale di Sorveglianza)

TDS が選択する拘禁代替刑の種類

UEPE(社会内連携事務所：旧 CSSA で司法省内のソーシャル・サービス担当機関)

日本との相違



## イタリアにおける精神障害犯罪者と高齢犯罪者の処遇について ：更生に資する刑罰の執行

### イタリアの刑事司法の概要

次の図はイタリア刑事司法の流れを示したものである。イタリアでは、日本と同様に 14 歳が刑事責任年齢である。14 歳以上 18 歳までは未成年裁判所で裁判を受け、18 歳以上は地方裁判所で裁判官による裁判を受ける。地方裁判所の裁判体は、単独又は 3 人の裁判官による合議制である。また、殺人などの重大犯罪については、重罪院で裁判員(参審員)裁判を受けることになる。重罪院は、2 人の裁判官と 6 人の裁判員から構成される。なお、日本と異なるのは控訴した場合、重罪控訴院も裁判員裁判で行われることである。

イタリアの裁判官と検察官は、司法官(magistrate)と呼ばれ、全国統一の司法官試験によって選ばれ、一定の研修後任官する。司法官の異動は、本人の原則申し出によって審査され、判事・検事の人事交流も活発である。司法官の人事は裁判所・政府からも独立した司法職高等評議会が行っている。一般的に、定期人事異動という考え方はなく、空きポストに本人たちが応募することで異動が行われ、希望がなければ長期にわたって同一ポストに就き続けることができる。そのため、人事が停滞する反面、それぞれの分野、たとえば矯正に精通した裁判官が育成されるという側面もある。裁判官・検察官の身分保障は手厚く、待遇も弁護士と比較して優遇されている。また、弁護士(avvocato)は、司法官とは異なる弁護士試験を受けて一定の実務修習の後に資格を与えられる。

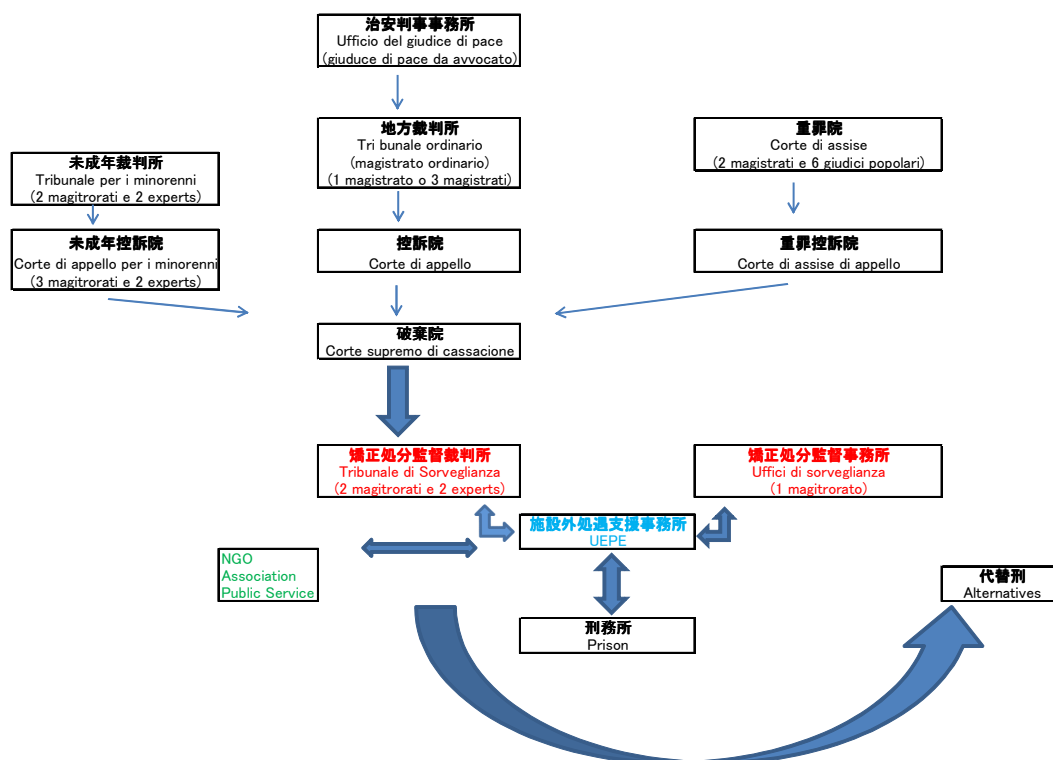
イタリアの刑事司法の最大の特徴は、判決と刑の執行(刑務所への送致)の間に、もう一つ別のプロセス(裁判所)が介在するところにある。そのプロセスの中心となるのが矯正処分監督裁判所(Tribunale di Sorveglianza : 以下 TDS)といい、裁判所が言い渡した刑の具体的な執行方法を検討する裁判所である。イタリアでは、自由刑が宣告され、確定するとそのほとんどの刑の執行がほぼ自動的に検察官によって一時的に停止され、この間に拘禁代替刑が検討される。これは、イタリア憲法第 27 条<sup>1</sup>に、刑罰は人道的なものでなくてはならず、更生を目的とすることが明記されていることから設けられた制度である。つまり、刑罰としての拘禁刑が宣告された後に、受刑者の特性を考慮し、人道的かつ更生のために望ましい刑の執行方法を検討するため、刑事裁判所とは異なる裁判所が設けられているのである。後で述べるように TDS は 2 人の職業裁判官(magistrati)と医師・精神科医、心理学者・犯罪学者などの専門家 2 人の計 4 人から構成される。TDS は、その支部として矯正処分監督

---

<sup>1</sup> Art. 27: La responsabilit  penale personale. L'imputato non considerato colpevole sino alla condanna definitiva. Le pene non possono consistere in trattamenti contrari al senso di umanit  e devono tendere alla rieducazione del condannato. (Punishment cannot consist of treatment contrary to the sense of humanity and must aim at rehabilitating the offender.) Non ammessa la pena di morte, se non nei casi previsti dalle leggi militari di guerra.

事務所を持ち、そこに配置された裁判官が定期的に刑務所に赴き、受刑者の処遇変更や仮釈放についても判断を行う。ただし、仮釈放の決定はTDSにおいて行われる。

刑の執行が停止された受刑者については、司法省の機関である UEPE (Ufficio Esecuzione Penale Esterna : 社会内(施設外)処遇(刑執行)事務所)が日本の家庭裁判所調査官が行っているような社会調査を実施し、医療的又は福祉的な措置が必要な受刑者については自宅拘禁(公的施設への拘禁を含む)といった拘禁代替刑の必要性について検討し、その結果を社会調査報告書としてTDSに提出する。UEPEは、所長がソーシャルワーカーであり、その構成員も多くがソーシャルワーカーである。組織としては、日本の保護観察所とも類似しているが、UEPEの支援の対象者は受刑者であり、刑務所内での処遇にも関与し、直接受刑者と関わりながら支援が進められる点が異なる。



## 刑事責任能力と司法精神病院

イタリア刑法も大陸法の影響を受けた日本と同様、刑事責任能力という考え方を有している。いわゆる責任能力は、未成年のほか、精神障害等による心神喪失や心神耗弱が含まれ、犯行時における責任能力のほか、裁判遂行能力も検討される。なお、両者は別概念と解されている。裁判所が、ある被告人について責任無能力だと判断、つまり心神喪失または心身こう弱だと判断した場合には、刑務所への拘禁刑ではなく、司法精神病院(Ospedale Psichiatrico Giudiziario : 以下、OPG という)への収容を決定することができる。この決定は一種の保安処分であり、この処分を選択する際に裁判官は、①犯罪事実の認定、②責任能力の認定に加えて、③社会への危険性の認定という三つの認定をすることが必要にな

る。理論的には、犯罪事実を認定し、責任能力を否定し、社会への危険性を否定するという判断も可能であり、この場合には単に釈放される。だが、殺人という暴力犯罪を認定して社会的危険性を否定するのは論理的に矛盾することが多いので、重大な事件ではそういうケースはほとんどない。ただし、年に数件はそうしたケースがある。イタリアには、日本における措置入院のような措置は、緊急の際の短期的な措置としてしか存在しない。OPGへの収容が決定される際には、裁判官は、最低収容期間を2年、5年、10年(無期相当の場合)から定めるが、この期間より前に、弁護士から又はOPGから釈放(退院)の申請をすることができる。申請先は、決定した裁判所ではなく、前記のTDS(又は矯正処分監督裁判所:TS)に申請し、TDSが、収容継続又は釈放(一般的には監督付釈放)を決定する。

### 司法精神病院(OPG at Castiglione delle Stiviere)の訪問

今回の調査では、UNICRIの法律顧問である二人の弁護士、Mr. Vittorio RossiniとMs. Ivana Roagnaと共にマントバ地区にあるOPGを訪問した。著名な犯罪学者でもある所長(院長)のMr. Antonino Calogeroと二人の副所長(男性棟と女性棟の責任者)から説明を受ける。三人とも精神科医である。OPGは刑事政策の概念で言うと保安処分施設でもある。



### 司法精神病院の組織

OPGはイタリア全土に6施設ある。訪問したカスティリオーネ・デッレ・スティビエリオーネのOPG<sup>2</sup>は1999年に現在の場所に移され、2008年に組織の全面変更があった施設である。OPGは機能としては精神病院であるが、同時に司法省の管轄下にある刑事施設でもある。一般的にOPGは刑罰の執行の一形態として治療を行うため、司法省と健康省の両方が管轄している。訪問したOPGの場合、所長の任命や人事は健康省の管理下にあり、選

<sup>2</sup> 施設の概況については施設ウェブサイト詳しい。  
(<http://www.antigonelombardia.it/Archivio/castiglione09.htm>)

挙で選ばれる地方知事がマントバ地区病院機構の医療部長を任命し、その医療部長が OPG の所長を任命する。したがって、健康省の立場としては、この OPG はマントバ地区病院機構の病院の一つと位置付けられている。ただし、患者は司法省の管轄下にある受刑者でもあるため名籍などを行う事務部門に数名の司法省関係の職員が働いている。

ただし、イタリアの OPG がすべて同じ形態で運営されているわけではない。現在、イタリアにおける刑務所医療ではさまざまな改革が進行中であり、新旧の運営形態が併存している。この OPG は改革後の新形態の施設である。この施設以外の 5 つの OPG には、健康省の管轄下にある医療部門と司法省の管轄下にある管理部門に施設責任者がそれぞれ存在している。そして、管理部門の長は司法省矯正局が任命する。実務的には、施設の責任者が二人いる場合には、医療部門の責任者は、医療部門のみに権限を持ち、組織の維持管理はすべて司法省出身の責任者が施設長として行うことになる。

今回の出張で訪問した OPG は、刑務所医療改革後の新形態を採用し、医療部門と管理部門の両方を医師でもある地域の医療部長から任命された施設長が一人で担い、2 名の副所長も医師であることから、病院としての施設管理が行われ、被収容者は受刑者としてではなく患者(治療の対象)として扱われるが、他の OPG では施設長は刑務官であるため、被収容者は依然として受刑者として扱われている。

#### 施設の概観



(施設 HP から抜粋)

## OPG における処遇と治療

この OPG には、男子、女子それぞれ二つずつのユニットから構成され、訪問時(2010 年 9 月 1 日)の現在員 262 人(男子 172 人・女子 90 人)である。男子は三つの近隣の州(regioni) から患者を受け入れているが、女子を受け入れている OPG は、この施設のみであるため全国から患者を受け入れる広域収容を行っている。患者の罪名としては全体の 60%が暴力犯罪、うち 25%が殺人、更にそのうち 75%が家族内殺人である。性犯罪は全体の 1%に過ぎない。病名で多いのは統合失調症であるが、知的障害や人格障害も合併しており、筆者が見ても明らかに知的障害の認められる患者が複数いた。

男子は一つのユニットが 80 人を定員としている。そこに精神科医が 2 名、非常勤の臨床心理士が 1 人、ソーシャルワーカーが 1 人、看護師が 9 人、その他の看護アシスタント 25 人が配置されている。

この施設での自殺は過去 10 年で 2 件しか発生していない。各ユニットに拘束ベルト付きのベッドを使用した居室が備えられているが使用されることはほとんどないとのことであった。男子区はやや収容過剰となっており二人用の居室にベッドが 4 台設置され 4 人収容となっていた。それでも日本の 4 人定員の少年院の居室よりも明らかに広く感じられた。各居室にはシャワー付きのバスルームがありシャワー等の使用制限はない。食事はカフェテリア方式で、職員と同じ食事が提供されている。男子、女子それぞれに喫茶コーナーがあり、被収容者が管理し、コーヒー等が有料で提供され、そこで得られた収入は働いている被収容者にも一部給料として支払われるなど、喫茶店経営を含めた職業訓練の場としても機能している。経済的に困窮し、貯金等のない被収容者については福祉に対して経済的な支援を申請することもできる。つまり、被収容者が生活保護を申請できると考えればわかりやすく、OPG の被収容者であっても福祉サービスから排除されることはない。また、被収容者は、自分たちで食材を買って調理をすることも許されている。全体として治療共同体(TC)的な処遇・治療を目指しており、社会復帰を意識した処遇となっている。処遇には絵画療法のほか、印刷や縫製なども本人たちの職業訓練や社会参加活動の一環として行われている。筆者は臨床心理士であるが、絵画の中には、指がないなど様々な本人たちの心理的問題が顕著に表れているものもあるが、同時に同一人物の描いた複数の絵を比較すると治療効果が顕著に認められる絵画もあった。絵画は、退院時には持ち帰らない患者が多い。過去を振り返らず、新しい自分となって再出発することが一つの治療プロセスと考えられていることがうかがわれた。

男女は原則として分離処遇されているが、各種社会活動やプールなどでの余暇は一緒に活動することが認められている。参観当日は天気がよく、プールサイドのベンチや木陰で休み、音楽が流されている姿は、どう見ても受刑者には見えず、バカンスにきている男女にしか見えなかった。全体に、被収容者の多くが参観者である我々に握手を求めて話しかけてくるなど明るい雰囲気であり、治療共同体が実践されているのが肌で感じられた。

## 刑務所医療と OPG の関係

精神障害者の中で責任能力があるとして、OPG への収容が選択されなかったケースで、TDS において拘禁代替刑が選択されなかった場合には、受刑者は精神科医療を専門とするセクションを持つ刑務所に収容される。ただし、この場合においても、病状が進行して刑務所での処遇が困難となった場合には、司法省と健康省の判断で OPG への病院移送も認められている。この決定は原則として本人にとっての利益処分と考えられているため、受刑者からの不服申し立てがない限り TDS には移送通知が送られるだけで TDS による許可は必要としない。トリノ刑務所の場合、一般診療のほか、HIV のセクションが二つ<sup>3</sup>、精神障害のセクションが一つ、薬物濫用セクションが一つの四つのセクションがある。3 階のフロアを三人の医師が交代制勤務となり 4 時間ごとにシフトしている。夜は、緊急時のみの対応で自宅待機医師が担当している。

なお、イタリアでは、1978 年に健康省の号令のもと、いわゆるバザーリア法の施行によって入院施設を持つ精神病院を原則廃止する全国的な精神科医療改革が行われるなど先駆的な取り組みで知られていたが、刑務所医療の改革は遅れており、2007 年までは、刑務所医療は司法省の管轄下にあった。2007 年から大きな改革が進行中であり、それまでは司法省任命の刑務所長の下に医務部長が置かれていたが、現在、刑務所医務部長は健康省の管轄となり、OPG 同様に地域の医療部長が任命するなど人事形態が変更されたため医務部門の独立性が高まっている。

---

<sup>3</sup> HIV に感染している場合には、法律によって原則として拘禁代替刑の保護観察が選択される。

## トリノ刑務所における精神科医療



### ◆ STRUCTURE Figures :

Address	Road Pianezza , 300
Year built	1978
Size in square meters .	25,000 approximately
Green space in square meters .	3500
Capacity detainees	998
Actual presence	1200
Sports Facilities	5
Facilities Training	10
Religious Structures	3
Amenity Areas ( Living Theatre )	1

### Home district of Turin



The home district of Turin, with a presence of about 750 units of staff of the prison , is home to at the moment, more than 1,200 prisoners of which 110 are women.

(施設 HP から抜粋)

トリノ刑務所の現員(2010年9月6日)は1,630人で、既決は550人、残りは移送待ちまたは未決で既決・未決は混禁となっている。それだけ既決にも自由が認められているという解釈ができるのかもしれない。イタリア全体では定員43,000人のところ68,000人が収容されており、慢性的な過剰収容状態にある。施設内はイタリアの刑務所らしく、警備担当の警官を除き全員私服であるため部外者には誰が職員で、誰が受刑者かよくわからない。受刑者の属性としては薬物犯が多く30%、また、外国人が65%と多く、これがイタリア行

刑の大きな課題となっている<sup>4</sup>。

前述のように、刑事司法における精神科の診断は二段階に分かれている。すなわち、①刑事責任能力に関する判断と②刑事施設での拘禁の適切性に関する判断の二つである。トリノ刑務所の精神科医は前者の判断については関与しない。責任能力や社会的危険性の判断については裁判所が外部の精神科医を指名して行われる。刑務所の精神科医療は、被収容者が拘禁に耐えられるかどうかを判断する。トリノ刑務所の精神科医療ユニットは定員が40名で、常時20名ぐらいが収容されている。多くは、統合失調症、人格障害、薬物依存であるが、気分障害なども若干名いる。主に、器質的な障害と、拘禁反応に分けて治療が行われている。患者は、施設内の他のユニットや他の施設などから送られてくる。知的障害は1%以下でほとんどいないとのこと。未決でも、刑務所での治療が不可能と判断した場合には、TDSの判断で病院等に移送される。ユニットでの治療期間は様々で長期にわたるケースもある。筆者が訪問中も窓を激しくたたいている被収容者がいたが、非常ベルが鳴ることはなかった。このユニットに限らないが、刑務官は希望によって、所長の判断で刑務所内を異動する。独身の刑務官は施設内の寮に住むことが義務づけられている。ユニットは精神科医、臨床心理士、看護師、教官から構成されている。印象であるが精神科医師や臨床心理士がやや優遇され、彼らは管理職を除き、精神科治療や心理治療が担当でその他すべてを教官が担うことになる。つまり、雑用係として受刑者の対応にいろいろと走り回るのは、警備担当の刑務官の担当部分を除くと教官ということになる。このユニットの大きな役割は三つあり、①被収容者すべてに対する精神科医療の提供、②刑務所内への心理学的サービスの提供、③特別ユニットとして精神障害のある被収容者を収容しての治療の実施を担っている。

これまで調査したように、精神障害のある被収容者は、まず責任能力のあるなしで分けられ、犯罪事実が認定され、責任能力がなく社会的危険性が高い場合にはOPGに送致され、社会的危険性がない場合にはその他の措置、つまり地域の医療に委ねられる。また、責任能力があった場合には、刑務所医療が面倒を見ることになる。この場合も、刑務所の医療部門で手に余る場合にはOPGへの移送が行われるし、他の措置に移送される場合もある。社会に戻される場合には警察が監督することになる。

刑務所での医療サービスの指揮系統は、健康省→地方知事→地方健康サービス→地方精神医療課→各病院、刑務所内の精神科ユニット・OPGという階層となっている。

---

<sup>4</sup> トリノ刑務所では、所長の Mr. Pietro Buffa 氏(著名な社会学者でもあり10年以上トリノ刑務所の所長をしている。余人をもって代え難しという特別な人事)、トリノ地区の医療部長や刑務所のトリノ刑務所の精神医療課長に対してインタビュー調査を実施した。



## 矯正処分監督裁判所(Tribunale di Sorveglianza)

TDS の裁判体は、2 人の職業裁判官、1 人の臨床心理士または犯罪学者またはソーシャルワーカー、1 人の医師または精神科医師の 4 人から構成されている。審理には、受刑者のほか検察官と弁護士が参加する。TDS は控訴院に対応して存在しているため、その下には地方裁判所に対応する矯正処分監督事務所(Uffici di Sorveglianza)<sup>5</sup>が配置され、1-2 人の裁判官が常勤している。彼らは受刑者からの申請を受け定期的に刑務所に赴き、受刑者に対するインタビュー調査などによって情報を収集し(assessment を含む)、施設側に対して処遇変更などを勧告することができる。ただし、拘禁代替刑の決定や釈放などに関する重要な決定は TDS が行う。トリノの TDS は、合計で 14 の裁判体を持ち、原則地域ごとに分かれて事件を担当する。うち 6 つの裁判体はトリノ市を担当している。裁判体を構成する裁判官は常勤、専門家は非常勤である。専門家の任期は 3 年で、裁判所が作ったリストの中から裁判所が依頼する形で任命される。裁判官にも異動はあるが、定期異動という概念はなく、原則は本人の希望を基に CMS が異動を検討する。ただし、所長だけは任期があり(8 年)、任期終了後には他のポストを希望して異動することになる。いずれにしても裁判官の異動は日本の裁判官とは異なり本人の希望によるため、TDS の裁判官はずっと TDS の裁判官ということもある。定期異動という概念がないため、TDS の裁判官は経験を積み処遇に強い関心と責任感を持つが、地方裁判所等の刑事裁判官は日本と同様に判決後の更生や処遇に関心のない人も多いとのことであった。ただ、裁判官のキャリアとしては、希望の少ない TDS は比較的若い裁判官が配置され、そこで矯正実務を知ってエリートである刑事裁判官へと轉身していくケースが多く、日本と比較すればはるかに矯正実務に精通した裁判官が多いといえる。

イタリアでは、原則、地方裁判所が判決を言い渡すが、拘禁刑(判決を言い渡す裁判官が判決として執行猶予を言い渡すこともできる)が言い渡され、刑が確定した場合には、その刑の執行の 90%近くが、自宅拘禁などの拘禁代替刑を検討するため、検察官によってその執行が一時的に停止される。拘禁代替刑の検討は原則として本人の申請を受けて開始される。

拘禁代替刑を選択する上で必要となる社会調査は UEPE が担当するが、病気や障害があり受刑に耐えられないといった内容のケースでは、受刑者は弁護士を通して家庭医に証明書を書いてもらうことも可能である。ただし、その場合でも公平を期すため TDS は刑事施設(刑務所・拘置所)の医務部長に診断を依頼することがある<sup>6</sup>。この場合、刑務所の医務部

---

<sup>5</sup> TDS の組織概要については、ローマの TDS のウェブサイトが参考になる。  
(<http://tribsorvroma.wordpress.com/>)

<sup>6</sup> 矯正処分監督裁判所(Tribunale di Sorveglianza)についての詳細は、現在、刑務所の医官で、TDS の裁判員(専門家構成員)をしていた Ms. Maria Luisa Iannuzzo (MD) に対するインタビュー調査及びトリノ TDS 所長の Mr. Marco Viglino に対するインタビュー調査によって得られたものである。Ms. Iannuzzo は 1997 年から刑務所医官、刑務所医務部長、矯

長は医療上の措置が優先するケースについて、そのまま刑務所におくことは負担が増えるため、受刑者に不利な判断をする利害はないと考えられている。この診断を基に審判が開かれるが、診断について検察官や弁護士の合意が得られない場合には TDS に登録している医師の診断を求めることになり、その判断が尊重される。刑務所医官も受刑者が健康上の理由で受刑に耐えられないと判断した場合には TDS に通知をすることができる。ただし、直接申請することができるのは常に受刑者である。今回インタビュー調査を実施した元 TDS の構成員だった医師の体験では 85 歳で妻を激情から殺害した事件で有罪・拘禁刑となり、TDS において自宅拘禁が選択されたケースがあったとのことであった。医療上の理由で拘禁代替刑や処遇変更が検討される場合、原則として TDS の裁判体を構成する医師の意見が尊重される。

拘禁代替刑は責任を持てる受け入れ先が決まらない場合には言い渡されない。TDS が自ら受け皿を探すことは原則としてない。受け皿の確保は、受刑者またはその弁護士などが見つけてくる必要があるが、公的機関としては UEPE がそれを支援する。受刑者は刑が確定後、刑務所の臨床心理士や教官、ソーシャルワーカー、医官とのインタビューを求められることができ、その際に、拘禁代替刑や受け入れ先についての情報を入手することができる。受け皿としては家族が一般的だが、それ以外にも NGO や様々な支援団体が受刑者の受入れを行っている。

インタビューした医師によると、担当したケースとして、20 歳の時に両親を殺害し、マスコミで激しく批判された青年の場合にも、出所時には複数の団体から受け入れのオファーがあったとのことであり、日本とは受刑者の受け皿に関する環境がかなり異なっている様子がうかがわれた。イタリアは、文化として家族のつながりが強く、老人を一人暮らしさせることを恥ずかしいという思いがあることも高齢者の孤立を防いでいるとのことが大きいのかもしれない。このあたりは核家族化が進んでいる日本やノルウェーとは社会的環境が異なっている。

トリノ TDS の所長の Mr. Marco Viglino は、TDS は、刑事司法において、判決と執行の間を調整し、両者をつなぐためのフィルターの役割を果たしていると指摘する。フィルターの趣旨は、刑罰と執行の橋渡しであり、刑をどのように執行するのが受刑者や社会のためになるのかを判断する。イタリアでは、憲法において刑罰の目的が受刑者の改善更生にあると明記されているため、その目的を具現化するために作られたのが TDS である。また、フィルターとしての TDS がなければ、イタリアの刑務所はたちどころに過剰収容に陥るとするのが所長の意見であり、TDS は厳罰化が、即過剰収容につながらないようにフィルターをかける役割も果たしている。判決から執行の決定までの期間は 6-10 か月であり、少数だがかなり長引くケースもあり問題となっている。刑の執行に当たっては、犯罪の重大性だけでなく、本人の状況や態度、または判決後の態度の変化なども考慮される。前述のと

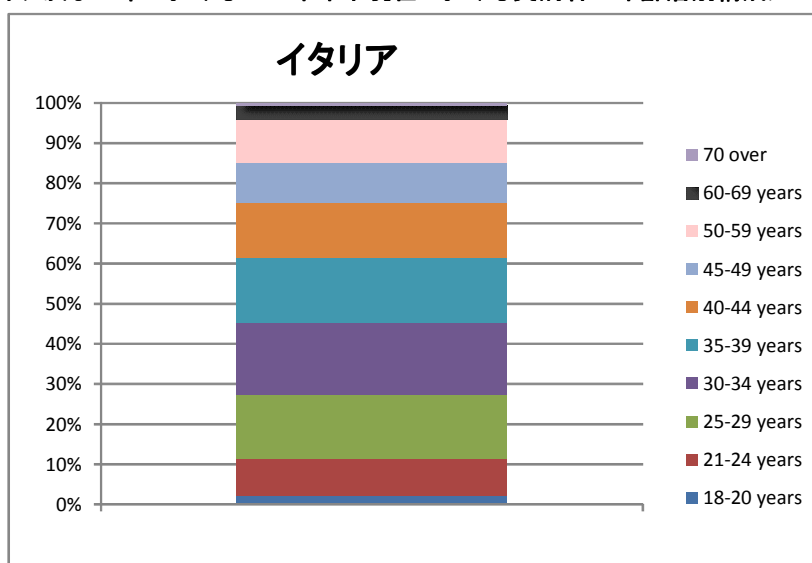
---

正処分監督裁判所(以下 TDS という)の裁判員や裁判所の医療コンサルタント(鑑定医)などを行っている矯正医療のスペシャリストである。

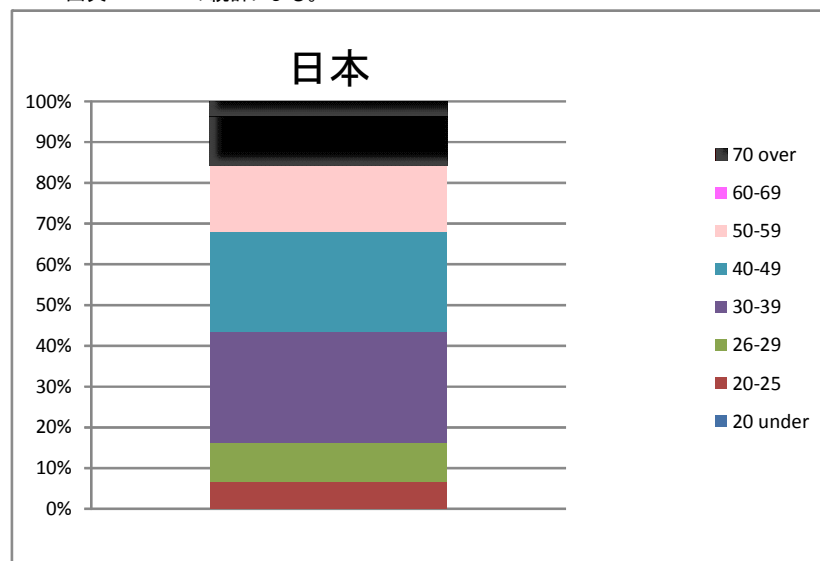
おり、70 歳以上の高齢受刑者の場合には原則として(凶悪犯罪やマフィア犯罪を除く)実刑を回避することが検討され、自宅拘禁や福祉施設での刑の執行などが選択肢と検討される。イタリアの刑務所に 70 歳以上の受刑者がほとんどいないのはこのためである。前述のように拘禁代替刑が選択される場合に受け皿を探すのは本人または UEPE となる。イタリアでも高齢者の受け皿を探すのは簡単ではないが、公的施設や NGO などを当たれば見つからないということはない。60 歳以上でも程度は違うが同様の措置がとられる。

次の図は、イタリアと日本における 2009 年年末現在の受刑者年齢層別構成比である。人口における高齢者比では日本にほぼ匹敵するほど高齢化が進み、財政赤字が拡大しているイタリアにおいて 60 歳以上の割合は約 4% であるのに対して、日本は約 16% である。

イタリア及び日本における2009年年末現在における受刑者の年齢層別構成比



出典： ISTATの統計による。



出典： 矯正統計年報の統計による。

また、最近では修復的司法の流れを受けて、TDS において犯罪被害者への弁償などの RJ

的試みも行っている。

### **TDS が選択する拘禁代替刑の種類**

TDS が選択する拘禁代替刑の主なものとしては以下の四つを挙げることができる。最初の二つは、刑の執行時から適用することができるもので、後の二つは、刑の執行途中で適用することが原則となっている。また、これ以外に、短期拘禁刑を回避するために、判決時に地方裁判所等の裁判官が直接言い渡すことのできる社会奉仕命令や拘禁に代わる罰金刑などの代替刑が存在する。

#### **①保護観察(Affidamento in prova al servizio sociale)**

保護観察を適用するかどうかは、本人や UEPE の作成する報告書に基づいて TDS が決定する。保護観察が適用された者は、裁判所が言い渡した拘禁期間の間、ソーシャルサービスの監督下に入り、各種プログラムを受ける。

#### **②自宅拘禁(Detenzione domiciliare)**

保護観察とは異なり、更生を目的とするというよりは、高齢者や知的障害者を含む精神障害者心身の状況から刑務所に拘禁することが適さない者に適用される。高齢者の場合には、60 歳以上で部分的でも(刑務所での処遇が適切でない程度に)心身に障害のある者が対象となる。このカテゴリーに含まれるものについては、特別な重大犯罪や組織犯罪を除き、刑期の長さ(3 年以上でも)に関係なく適用される。自宅拘禁という名前であるが、拘禁の場所は、自宅に限らず刑務所以外の公的なケア施設もあり得る。累犯者も状況によっては対象となり得る。

#### **③部分拘禁(Semiliberta)**

いわゆる外部通勤・通学制度で、受刑者の社会復帰を促進するため、受刑者が日中、施設外に通勤したり、通学したり、通院したりするなど社会的な活動をするを許可する制度である。原則として一定期間(刑期の半分)拘禁刑を執行された後に許可が与えられる。

#### **④条件付き釈放(Liberazione condizionale)**

日本で言うと仮釈放に相当する。上記と同様に刑期の半分または 30 月以上の刑の執行を受けた受刑者が対象となり、日本同様悔悟の情があり、原則は、民事的な弁償が済まされているケースが対象であるが、受刑者に弁償能力のない場合にはこの限りではない。

これらの拘禁代替刑はいずれも受刑者またはその代理人の申請によって審理が開始され、その点が日本と大きく異なっている。

また、これまで見てきたように TDS の存在によって弁護士や検察官も否応なく判決後の処遇に関わることを求められるのがイタリア刑事司法の特徴でもある。

### **UEPE(社会内連携事務所：旧 CSSA で司法省内のソーシャル・サービス担当機関)**

イタリアの刑務所で被収容者に対するソーシャルサービスが始まったのは 1975 年(法律 354、72 条)で、その後司法省内に CSSA(Centro di Servizio Sociale per Adulti)という組織

ができ、2005年、法改正により、この組織は UEPE (Ufficio Esecuzione Penale Esterna : 社会内(施設外)刑罰執行支援事務所)と改称している。TDS と同様に、UEPE はイタリア憲法第 27 条に書かれた刑罰の目的としての更生・社会復帰を促進するために設けられた機関である。UEPE は刑務所内でも活動しているが、組織としては司法省の管轄で刑務所とは別組織として刑務所の外に位置づけられている。組織の形態としては、日本の保護観察所とも類似しているが、UEPE は矯正施設の被収容者とその家族を支援対象とし、刑務所内での処遇にも関与し、直接受刑者と関わりながら仕事を進める点が異なる。ひとつの UEPE は一つ又は複数の矯正施設を担当する。UEPE の主な業務は以下の四つであり；

- ① 被収容者の家族に対する支援
- ② 拘禁代替刑に関する調整と TDS に対する社会調査レポートの作成
- ③ 満期釈放者等被収容者に対する社会復帰のための支援
- ④ 被収容者や社会内処遇の対象者に対する社会資源(社会福祉、薬物処遇など)の調整(最適化・効率化)

となっている。UEPE は主体的に被収容者の支援を行うだけでなく、刑務所長、TDS、社会福祉事務所、別地域の UEPE の要請に応じて支援を行う。UEPE は、主に刑務所外での様々な支援を担当している。インタビューをした職員が紹介してくれた興味深い支援の例としては、一人暮らしの被収容者がアパートに犬を置いてきて心配だという相談があり、ボランティアを使って犬を引き取ってもらったりすることも行う。UEPE の職員は、被収容者に対する相談業務のほか刑務所内で被収容者の教育にも関与するが、その中身は情報提供や刑務所の教官に対する助言など間接的で、刑務所内の教育プログラムを直接運営することはほとんどない。刑務所内での教育は原則として刑務所の教官などが行う。UEPE で働いているのは、ほとんどがソーシャルワーカーであり、司法省に属してはいるが、福祉の教育を受け(学位を持ち)、地域のソーシャルサービスとネットワークを持っていることが大きな特徴である。UEPE が、被収容者に直接支援を提供することは少なく、職業のあっせんや福祉のサービスへの引き継ぎなど、地方のソーシャルサービスへのつなぎ(コーディネート)を主な業務としている。ただし、こうしたサービスはすべての受刑者に行われるわけではなく、実務的には、UEPE の支援を求める被収容者はまず担当の教官等に願い出て、彼らとそのニーズを判断し UEPE につなぐことになる。具体的には、イタリアでは刑が確定すると 9 カ月期間が分類調査の期間とされ、この間に教官や臨床心理士がかかわりながら個々の受刑者に対しては個別的処遇計画のようなものが作られるが、その際に、家族や出所後の仕事のあっせんや福祉的な支援が必要だと判断された場合には、受刑者の要望によって、その内容が盛り込まれて UEPE にケースが係属する。長期刑の場合は、出所が遠いため、こうした作業は延期される<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> UEPE の実務については、トリノ UEPE に所属するソーシャルワーカーの Ms. Silvia Viberti とのインタビューによる。その他、UEPE に関する資料としては Patrizia Truscello, “Il ruolo dell’UEPE” ([http://www.cedostar.it/atti\\_gambling/ruolo\\_uepe.pdf](http://www.cedostar.it/atti_gambling/ruolo_uepe.pdf))やラッツィオ

イタリアでは、成人に対する保護観察(日本のように保護観察所や保護観察官がいるわけではない)は、地域のソーシャルワーカーが指導監督を担当するため、そもそも保護観察所に相当する組織がなく、UEPE と業務が競合することはない。UEPE の最大の特徴は司法内の組織で刑務所の外に位置づけられ、社会内での処遇や支援、つまり家族の支援や釈放後の支援や福祉を中心とする社会資源の調整を担当するものの、刑務所内にも自由に行き来することができ、刑務所と外部の社会資源を直接的につなぐことができることにある。ある意味、日本の保護観察所が同じ法務省に所属しながら刑務所とうまく連携できていないのと比較して、UEPE は組織が別でも、被収容者の支援という刑務所内の業務が主な業務であるため、刑務所との連携がスムーズであることを特徴としている。

トリノ TDS 所長とのインタビューにおいても、70 歳以上の高齢者の場合、原則として刑務所には収容されず、地方裁判所で拘禁刑が言い渡されたとしてもほぼ自動的に TDS が拘禁代替刑を検討することになるとのことであった。高齢者に対しては、確定前から NGO 等の支援がある場合が多く、もし高齢で受け入れ先がない場合には UEPE や刑務所の教官等が適当な NGO 等の支援団体に支援を依頼することになる。イタリアでは地域及び問題別に小さな支援団体がいくつもあり支援が行われている。このした NGO や様々な支援団体が存在する背景としてカトリック教会、特にコミュニティーと直結した教会の存在が大きい。

イタリアのコミュニティーでは教会の役割や存在感が大きく、大きな発言権や結影響力をもっている。そして、罪を犯した人に対する支援はカトリック教会の社会貢献活動として大きく位置づけられており、犯罪者に限らず様々な支援団体は教会を母体としていることが多い。そのため、元受刑者などの受け入れに対しても地域の理解が得られやすく、また、日本における更生保護施設のような施設の建設などの際にも教会の影響で地域の反対運動が起こりにくいという事情もあるようである。

また、UEPE の重要な業務の一つが、受刑者から代替拘禁刑の申請があった際に、受刑者本人やその家族や福祉関係機関等と面接し TDS に対して福祉的ニーズを含めた更生のための社会調査報告書を作成することにある。60 歳以上の高齢者に対する拘禁刑が確定した場合には、その心身の状態や福祉的・医療的なニーズ、家族の受入れ体制を調査するとともに、単に報告書を作成するだけでなく、必要があれば福祉的機関につなぐことで家族の受け入れ態勢を調整しつつ拘禁代替刑に向けた調整を行う。

イタリアでは、基本的に小さな犯罪をいくら繰り返したといっても累犯というだけで刑務所に収容されることはない。また、家族や地方のソーシャルサービスによる福祉的支援があるため、知的障害者が福祉的支援を受けないまま犯罪を繰り返したり、高齢者が犯罪を繰り返したりするという状態が考えにくいと多くの専門家が語っていたのが印象的であった。

---

県の刑務所専門職ネットワークのホームページ  
([http://www.farete.it/wiki/...\\_GLI\\_UFFICI\\_PER\\_L'ESECUZIONE\\_PENALE\\_ESTERN\\_A\\_\(U.E.P.E.\)](http://www.farete.it/wiki/..._GLI_UFFICI_PER_L'ESECUZIONE_PENALE_ESTERN_A_(U.E.P.E.)))に UEPE が作られた経緯や組織の概要についての説明がある。

## 日本との相違

日本において高齢者や知的障害者が刑務所で実刑判決を受け、再犯を繰り返す問題の背景には、刑事司法システムの中で判決前と判決後が分かれており、裁判官や検察官、または弁護士も判決後の構成にほとんど関心がなく、判決において被告人の更生がほとんど考慮されないこと。さらには、刑事司法と福祉が二律背反的に完全に分離しておりいったん刑事司法に関わると福祉的支援が届かなくなり、社会に定着できず、再犯を防止できないところにある。

この点からイタリアで高齢者や知的障害者などが刑務所に収容されない仕組みとしては以下のことが考えられる。

- ・ 憲法で刑罰の目的が更生にあると位置づけられているため、判決後の更生に向けた処遇を実現するため TDS が作られ、さらには刑事司法機関が更生という視点から連携するようにシステム化されている。TDS は、本人の持つ様々な問題点を考慮し、更生を考えながら刑の執行形態(内容)を選択する。
- ・ 司法省管轄下に刑務所内の処遇と社会内をつなぐためにソーシャルワーカーを中心とする処遇コーディネート機関である UEPE が存在し、刑務所内に自由に入りながら釈放後を含めて被収容者の社会内での生活を調整するとともに、TDS に対して社会調査報告書を作成することで社会福祉的な視点を刑の執行に取り入れることができる。
- ・ 社会内の受け皿としてキリスト教的な思想を背景として NGO など様々な受け皿が存在し、地域の教会を中心とした様々な支援団体が活動しているため、犯罪者の受け皿作りに対する反対運動が起こりにくい社会的土壌が存在する。

これに対して、日本は、イタリアの憲法第 27 条に対応する条文である第 31 条には、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」とだけ規定してありなど、刑事手続に関する権利規定があるのみである。また、最高裁判所が作った裁判員へのパンフレットには、刑罰の目的として「殺人、法科、強盗、窃盗などの犯罪は、国民の生命、身体、財産、生活の平穩、社会公共の秩序といった、国民や社会、国家の重要な利益を侵すものです。しかし、犯罪の被害を受けた人が、直接犯人に報復したのでは、かえって社会の秩序が乱れてしまいます。そこで、国が、このような犯罪を犯した者に対して刑罰を科すことにより、これらの重要な利益を守っています。」と記載してある。つまり、最高裁は、刑罰の目的は応報であると考えているわけである。ここに、日本の裁判官が更生に関心を持たないのはそれが職業上求められていないからであり、ここに日本の刑事司法の最大の問題点が象徴的に表れている。刑事裁判や刑事処分において応報又は一般予防にしか関心がなければ、当然、更生は本人だけの問題であり、社会復帰につなげていく刑罰の執行という視点は生まれてこない。高齢者や障害者が刑務所に大量に拘禁されている現実を作り出しているのは、こうした刑事司法の基本的な姿勢にある。そして、どんなに微罪であっても累犯化すればほぼ機械的に刑法上の累犯加重を適用するような刑事司法を作り出しているのであろう。

別紙5

弁 護 士 各 位

龍谷大学法科大学院教授 浜 井 浩 一

**知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査のお願い**

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（※）の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環として、弁護士の皆様に、知的障害又は高齢被疑者の刑事弁護に関する御経験、御意見等について調査させていただきたく存じます。

御多用のところ誠に恐縮ですが、本研究の趣旨を御理解の上、御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査の実施につきましては、日本弁護士連合会事務局の了解を得ております。

（※）課題番号：H22-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

**【調査結果の処理】**

本調査の回答結果は、コンピュータによる統計処理を行いますので、回答者個人が特定されることはありません。

**【回答の方法】**

選択肢が設定されている質問は、合致するものを選び、その数字を右回答欄に御記入ください。記述式質問は、欄内に自由に御記入ください。

**【用語の定義】**

ここでいう「知的障害」「高齢」は、次のように定義します。

「知的障害」：専門機関等による知能検査の結果で「知的障害」の診断がなされた者のほか、接見その他により、知的障害が予想された場合も含まれます。なお、知的障害と精神障害等の重複障害は含まれますが、精神障害（統合失調症、うつ病、覚せい剤精神病、人格障害など）だけの場合は除きます。

「高齢」：65歳以上をさします。

◎本調査に対する質問等は、以下にお願いします。

龍谷大学矯正・保護総合センター

京都市伏見区深草塚本町67（電話 075-645-2040）

担当：我藤 諭（E-mail：s-gato@ad.ryukoku.ac.jp）



---

## I 過去1年間の知的障害被疑者・被告人に関する刑事弁護の経験

---

※以下での「知的障害を有する」とは、専門機関等による知能検査の結果で「知的障害」の診断がなされた者のほか、接見その他により、知的障害が予想された場合も含まれます。定義等については表紙を参照のこと。

Q1 あなたは、過去1年間に、知的障害を有する被疑者・被告人を担当されたことがありますか。

- 0 一度もなし (→右欄回答の上、P7のIIへ)
- 1 国選弁護のみあり      2 私選弁護のみあり
- 3 国選弁護・私選弁護ともにあり

Q1

---

(以下のQ2～Q10は、Q1で1～3を選択した方のみ回答。)

[Q1で「1」、「2」、「3」を選択した方のみ回答]

Q2 あなたは、過去1年間に、当番弁護では、知的障害を有する被疑者・被告人を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 0件    2 1～2件    3 3～5件    4 5～7件
- 5 8～10件    6 11～15件    7 16～20件
- 8 21件以上

Q2

---

[Q1で「1」あるいは「3」を選択した方のみ回答]

Q3 あなたは、過去1年間に、知的障害を有する被疑者・被告人の国選弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 1～2件    2 3～5件    3 5～7件    4 8～10件
- 5 11～15件    6 16～20件    7 21件以上

Q3

[Q1で「2」あるいは「3」を選択した方のみ回答]

Q4 あなたは、過去1年間に、知的障害を有する被疑者・被告人の私選弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 1～2件    2 3～5件    3 5～7件    4 8～10件  
5 11～15件    6 16～20件    7 21件以上

Q4
----

Q5 過去1年間に、担当された知的障害を有する被疑者・被告人の身柄はどうでしたか。以下の項目にあてはまる件数をご記入ください。(第1審のみ)

- ① 身柄拘束はなかった
- ② 身柄を拘束されたが、起訴前に釈放された
- ③ 不起訴で釈放された
- ④ 略式起訴で釈放された
- ⑤ 起訴後すぐに保釈された
- ⑥ 公判中に保釈された
- ⑦ 保釈されなかった
- ⑧ 公訴取り下げ

Q5①	件
Q5②	件
Q5③	件
Q5④	件
Q5⑤	件
Q5⑥	件
Q5⑦	件
Q5⑧	件

Q 6 知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護を担当された際、どのようなことから、被疑者・被告人に障害がある（若しくは疑いがある）と分かりましたか。各項目について、あなたがどの程度ご経験されたことがあるかを、次の数字を解答欄にご記入ください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

0 なし      1 ややあり      2 非常にあり

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ① 被疑者・被告人が自ら話した                     | Q6① |
| ② 被疑者・被告人の言動から気がついた                 | Q6② |
| ③ 被疑者・被告人の親族から障害があることを教えてもらった       | Q6③ |
| ④ 被疑者・被告人の親族から聞き取りを行っているときに気がついた    | Q6④ |
| ⑤ 福祉関係者から情報が提供された                   | Q6⑤ |
| ⑥ 医療機関や行政等への捜査照会をした                 | Q6⑥ |
| ⑦ 診断書があった                           | Q6⑦ |
| ⑧ 精神鑑定（簡易鑑定・少年鑑別所による鑑別報告書を含む）をおこなった | Q6⑧ |
| ⑨ 被疑者・被告人の身上調書に記載されていた              | Q6⑨ |
| ⑩ 本人の家族の供述調書に記載されていた                | Q6⑩ |

(その他)

(上記Q6で②又は④で、「1 ややあり」あるいは「2 非常にあり」を選択した方のみ回答。)

SQ 具体的にどのような点から、知的障害に気がついたかをご記入ください。

(その他)

Q7 知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の方針を立てた際に、以下の項目について、あなたは、どの程度重視されましたか。各項目について、次のあてはまる数字をご記入ください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

1 重視しなかった      2 やや重視した      3 非常に重視した

- |   |     |
|---|-----|
| ① 精神鑑定を求めること  | Q7① |
| ② 家族に情状証人として証言してもらうこと                                 | Q7② |
| ③ 接見その他より、知的能力の程度を明らかにすること                            | Q7③ |
| ④ 本人が過去5年間に受けていた福祉サービスやその他の社会資源を調査すること                | Q7④ |
| ⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること                     | Q7⑤ |
| ⑥ 情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること                             | Q7⑥ |
| ⑦ 釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源（生計や居場所の確保、経済的保障含む）を確保し、つなげること | Q7⑦ |
| ⑧ 他の弁護士に相談すること  | Q7⑧ |
| ⑨ 知的障害であることなどの情状を訴えて示談交渉をすること                         | Q7⑨ |

Q7 (その他)

**Q 8** 知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の際、示談の状況はいかがでしたか。次のあてはまる数字をご記入ください。

- 1 成立したが多かった。
- 2 成立した場合は少なかった。
- 3 成立した場合はなかった。
- 4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q8

**SQ** Q8で「1」を選択された方は、その理由をお書きください。

SQ

**Q 9** 知的障害を有する被疑者・被告人の刑事弁護の際、その他知的障害以外の犯情・一般情状についてどの程度立証が可能でしたか。次のあてはまる数字をご記入ください。また、「4 その他」を選択された場合は、「その他」の欄にその内容をご記入ください。

- 1 知的障害があったものの、立証の困難性に影響はないが多かった。
- 2 知的障害のため、立証が困難な場合が多かった。
- 3 立証しない場合が多かった。
- 4 その他

Q9

(その他)

**Q 1 0** 知的障害を有する被告人の裁判結果についてお聞きします。

① 裁判結果に対する評価

- 1 知的障害を有することを立証したことによって、より重い刑になる場合が多かった。
- 2 知的障害を有することを立証したことによって、より軽い刑になる場合が多かった。
- 3 知的障害を有することを立証したことは影響がない場合が多かった。

Q10①

② 実刑であったものの件数

Q10②

件

- ③ 上記②のうち、引受人や示談の成立等があれば、実刑を回避できたと思われるものの件数

Q10③

件

---

次のページへ進んでください。

---

## Ⅱ 過去1年間の高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護の経験

※以下での「高齢」とは、65歳以上をさします

Q1 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人を担当されたことがありますか。

- 0 一度もなし (→右欄回答の上、P13のⅢへ)  
1 国選弁護のみあり 2 私選弁護のみあり  
3 国選弁護・私選弁護ともにあり

Q1

(以下のQ2～Q12は、Q1で1～3を選択した方のみ回答。)

[Q1で「1」、「2」、「3」を選択した方のみ回答]

Q2 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人の当番弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 0件 2 1～2件 3 3～5件 4 5～7件  
5 8～10件 6 11～15件 7 16～20件  
8 21件以上

Q2

[Q1で「1」あるいは「3」を選択した方のみ回答]

Q3 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人の国選弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 1～2件 2 3～5件 3 5～7件 4 8～10件  
5 11～15件 6 16～20件 7 21件以上

Q3

[Q1で「2」あるいは「3」を選択した方のみ回答]

**Q4** あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人の私選弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 1～2件    2 3～5件    3 5～7件    4 8～10件  
 5 11～15件    6 16～20件    7 21件以上

Q4
----

**Q5** 過去1年間に、担当された高齢被疑者・被告人の身柄はどうでしたか。以下の項目にあてはまる件数をご記入ください。(第1審のみ)

- ① 身柄拘束はなかった
- ② 身柄を拘束されたが、起訴前に釈放された
- ③ 不起訴だった
- ④ 略式起訴で釈放された
- ⑤ 起訴後すぐに保釈された
- ⑥ 公判中に保釈された
- ⑦ 保釈されなかった
- ⑧ 公訴取り下げ

Q5①	件
Q5②	件
Q5③	件
Q5④	件
Q5⑤	件
Q5⑥	件
Q5⑦	件
Q5⑧	件

**Q6** 担当された高齢被疑者・被告人の家族や居住状況は、どのような場合が多かったですか。各項目について、次の数字をご記入ください。

- 0 なし    1 ややあり    2 非常にあり

- ①引受人となる家族・親族がいなかった。
- ②帰る場所(住居)がなかった。

Q6①
Q6②

**Q7** 高齢被疑者・被告人を担当された際、どのような経験・感想を持ったことがありますか。各項目について、あなたがどの程度ご経験されたことがあるかを、



次の数字を解答欄にご記入ください。また、項目以外の経験・感想があれば「その他」の欄にご記入ください。

0 なし      1 ややあり      2 非常にあり

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ① 数日前の会話の内容を忘れていた。        | Q7① |
| ② 被害妄想や嫉妬妄想があった。          | Q7② |
| ③ 今いる場所やその日の日付が分からない。     | Q7③ |
| ④ 被疑事実について思い出せなかった。       | Q7④ |
| ⑤ 何もしたくない等の抑うつ状態が継続していた。  | Q7⑤ |
| ⑥ 季節にあった服装をしていなかった        | Q7⑥ |
| ⑦ 不安感や焦燥感が強かった。           | Q7⑦ |
| ⑧ 会話の途中で言いたいことを忘れてしまった。   | Q7⑧ |
| ⑨ 同じことを何度も言ったり聞いたりした。     | Q7⑨ |
| ⑩ 些細なことで怒り出してしまい、暴力的になった。 | Q7⑩ |
| ⑪ 住所や電話番号が分からなかった。        | Q7⑪ |
| ⑫ 傲慢さや頑固さが強かった。           | Q7⑫ |

Q7 (その他)

**Q8** 担当された高齢被疑者・被告人は、その後の生活設計を立てていましたか。各項目について、あなたの経験がどの程度あったかを、次の数字を解答欄にご記入

ください。

0 なし      1 ややあり      2 非常にあり

- ① 生活設計を立てていた。
- ② 生活設計を立てていたが、実現可能性の低いものであった。
- ③ 生活設計を立てていなかった（立てられなかった）。
- ④ わからない。

Q8①	Q8②	Q8③	Q8④
-----	-----	-----	-----

**(Q8①で「1 ややあり」「2 非常にあり」を選択した方のみお答えください。)**

**SQ** そのような高齢被疑者・被告人はどのような生活設計を立てていましたか。各項目について、次の数字をご記入ください。また、項目以外の経験・感想があれば「その他」の欄にご記入ください。

0 なし      1 ややあり      2 非常にあり

- ① 就労して生計を立てる
- ② 年金だけで生計を立てる
- ③ 年金と生活保護で生計を立てる
- ④ 貯蓄で生計を立てる
- ⑤ 家族や親族の世話になる

SQ①	SQ②	SQ③	SQ④	SQ⑤
(その他)				

**Q9** 高齢被疑者・被告人の弁護方針を立てた際に、以下の点について、どの程度重視されましたか。各項目について、次のあてはまる数字をご記入ください。

また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

1 重視しなかった      2 やや重視した      3 非常に重視した

- |   |     |
|---|-----|
| ① 精神鑑定を求めること  | Q9① |
| ② 家族に情状証人として証言してもらうこと                                 | Q9② |
| ③ 接見その他より、認知能力等の程度を明らかにすること                           | Q9③ |
| ④ 本人が過去5年間に受けていた福祉サービスやその他の社会資源を調査すること                | Q9④ |
| ⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること                     | Q9⑤ |
| ⑥ 情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること                             | Q9⑥ |
| ⑦ 釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源（生計や居場所の確保、経済的保障含む）を確保し、つなげること | Q9⑦ |

(その他)

**Q10** 担当された高齢被疑者・被告人について、示談の状況はいかがでしたか。次のあてはまる数字をご記入ください。

- 1 成立した場合が多かった。
- 2 成立した場合は少なかった。
- 3 成立した場合はなかった。
- 4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q10

**Q11** 担当された高齢被疑者・被告人について、その他高齢による能力等以外の犯情・一般情状についてどの程度立証が可能でしたか。次のあてはまる数字

をご記入ください。また、「4 その他」を選択された場合は、「その他」の欄にその内容をご記入ください。

- 1 高齢であったものの、立証の困難性に影響はない場合が多かった。
- 2 高齢のため、立証が困難な場合が多かった。
- 3 立証しない場合が多かった。
- 4 その他

Q11

(その他)

#### Q12 高齢被告人の裁判結果についてお聞きします。

##### ① 裁判結果に対する評価

- 1 高齢であることを主張（強調）したことによって、より重い刑になる場合が多かった。
- 2 高齢であることを主張（強調）したことによって、より軽い刑になる場合が多かった。
- 3 高齢であることを主張（強調）したことは影響がない場合が多かった。

Q12①

##### ② 実刑であったものの件数

Q12②

件

- ##### ③ 上記②のうち、引受人や示談の成立等があれば、実刑を回避できたと思われるものの件数

Q12③

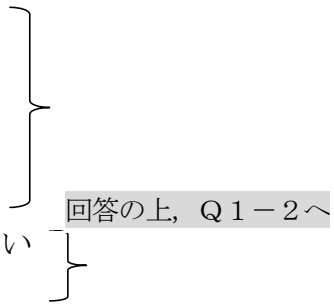
件

次のページへ進んでください。

### Ⅲ 知的障害又は高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護に関する認識

Q1-1 あなたは、今後、国選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当をしたいと思いますか。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえば担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば担当したくない
- 6 担当したくない



回答の上, SQ1-1

(上記Q1-1で5又は6を選択した方のみ回答。)

SQ (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

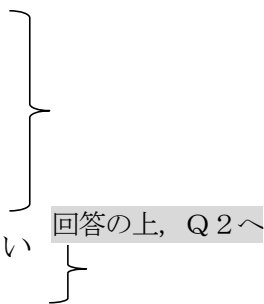
- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ1-1	SQ1-1	SQ1-1	SQ1-1	SQ1-1
(その他)				

Q1-2 あなたは、今後、私選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当をした

いと思いますか。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえば担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば担当したくない
- 6 担当したくない



回答の上, SQへ

Q1-2
------

(上記 Q1-2 で 5 又は 6 を選択した方のみ回答。)

**SQ** (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ1-2	SQ1-2	SQ1-2	SQ1-2	SQ1-2
(その他)				

Q2-1 あなたは、今後、国選で高齢被疑者・被告人の担当をしたいと思います

か。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえば担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば担当したくない
- 6 担当したくない



回答の上, Q2-2へ

回答の上, SQへ

Q2-1
------

(上記 Q2-1 で5又は6を選択した方のみ回答。)

**SQ** (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。 該当するものすべて お答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

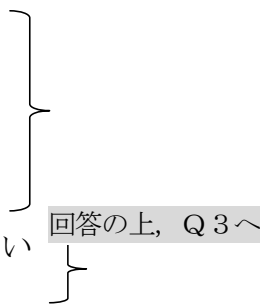
- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ2-1	SQ2-1	SQ2-1	SQ2-1	SQ2-1
(その他)				

Q2-2 あなたは、今後、私選で高齢被疑者・被告人の担当をしたいと思います

か。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえば担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば担当したくない
- 6 担当したくない



回答の上, SQへ

Q2-2
------

(上記 Q2-2 で 5 または 6 を選択した方のみ回答。)

**SQ** (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ2-2	SQ2-2	SQ2-2	SQ2-2	SQ2-2
(その他)				

**Q3** 今後、知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関して、以下の事項が



どの程度必要であると思いますか。知的障害、高齢それぞれについて、0～3のいずれかでお答えください。

- 0 まったく必要とは思わない      1 あまり必要とは思わない  
2 必要であると思う                3 非常に必要であると思う

	(知的障害)	(高齢)
① 専門弁護士の育成	Q3 ①	Q3 ①
② 判決前調査（に類似した）制度（※）の導入	Q3 ②	Q3 ②
③ 弁護士に対する、知的障害者又は高齢者の <u>特性</u> に関する知識、研修	Q3 ③	Q3 ③
④ 弁護士に対する、知的障害者又は高齢者の <u>福祉</u> に関する知識、研修	Q3 ④	Q3 ④
⑤ 知的障害者や高齢者等を弁護した際に、弁護料の加算に関する制度整備	Q3 ⑤	Q3 ⑤
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 80px;">(その他)</div>		

※判決前調査・・・量刑、処遇内容を判断するために判決以前に行う社会調査。家庭裁判所における調査官による少年調査のようなものを想定している。

Q 4 あなたは、刑事司法における弁護士の役割／関与はどこまでであるべきだと考えていますか。あてはまるものを一つ選び、解答欄にご記入ください。

- ① 公判での判決まで      ② 判決が確定するまで  
③ 刑の執行が終了するまで      ④ 被告人が社会復帰するまで

Q4

Q 5 あなたは、担当された被告人の再犯や更生について、どの程度まで意識して弁護活動に当たっていますか。あてはまるものを一つ選び、解答欄にご記入

ください。

- 1 全く意識していない
- 2 あまり意識していない
- 3 少し意識している
- 4 非常に意識している

Q5

Q6 あなたは、担当された被告人の再犯や更生について、どの程度まで意識して弁護活動に当たるべきだと思いますか。あてはまるものを一つ選び、解答欄にご記入ください。

- 1 全く意識するべきではない
- 2 あまり意識するべきではない
- 3 少し意識するべきである
- 4 非常に意識するべきである

Q6

Q7 過去1年間に、知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護を担当して、被告人の再犯や更生を考えると保護観察をつけたほうがいいが、それを弁護人として主張することは被告人にとって不利益処分になってしまう等と困ったり悩んだりした経験はありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

Q7

SQ 「1 はい」を選択した方は、その経験を具体的に書いてください。

SQ

Q8 今後、知的障害者又は高齢者に関して、社会・制度全般に関する要望を御記入ください。

Q8

次のページへ進んでください。

---

#### IV あなたの刑事弁護の経験等

---

問1 あなたが過去1年間に刑事弁護を担当された際、被疑者・被告人に対して、以下の経験・感想を持ったことはどの程度ありますか。各項目について、次のあてはまる数字を解答欄にご記入ください。

0 なし      1 ややあり      2 非常にあり

- |   |                                     |     |
|---|-------------------------------------|-----|
| ① | どんな質問にも「はい」と言ってしまいう迎合的傾向があった。       | 問1① |
| ② | 取調べ中に、事実でないことにも認める発言をするなど誘導されやすかった。 | 問1② |
| ③ | 記憶があいまいであった。                        | 問1③ |
| ④ | 思い込みが激しく、頑なに意見を変えなかった。              | 問1④ |
| ⑤ | 他力本願な言動に終始してしまっていた。                 | 問1⑤ |
| ⑥ | 自己評価が低かった。                          | 問1⑥ |
| ⑦ | わかっていないこともわかっているとってしまう。             | 問1⑦ |
| ⑧ | 犯行時刻等を時間の順序に従って説明することが難しかった。        | 問1⑧ |
| ⑨ | 語彙が乏しかった。                           | 問1⑨ |
| ⑩ | 動機をうまく説明できなかった。                     | 問1⑩ |
| ⑪ | 同じ犯罪を繰り返してしまっていた。                   | 問1⑪ |
| ⑫ | 将来を想像して見通しを立てることが苦手であった。            | 問1⑫ |
| ⑬ | 関心や注意を引くような言動が見られた。                 | 問1⑬ |
| ⑭ | 目線があわなかった。                          | 問1⑭ |
| ⑮ | 窃盗した物品の数など数量に関する理解が難しかった。           | 問1⑮ |

- ⑯ 体のどこかをずっと触り続けていた。 問 1⑯
- ⑰ 質問と答えがかみ合わないなどコミュニケーションが成立  
しなかった。 問 1⑰
- ⑱ 漢字の読み書きができなかった。 問 1⑱
- ⑲ 弁護人の役割や裁判の意味等を理解していなかった。 問 1⑲
- ⑳ 犯行内容を口頭で説明することが難しかった。 問 1⑳

---

**SQ** 過去1年間にあなたが担当した被疑者・被告人のなかで、問1の20項目のうち3つ以上の項目に該当する者は、おおよそ何人くらいいましたか。

SQ
人

---

**問2** わが国では、受刑者の約25%前後が知的障害を有する可能性が指摘されていますが、今から考えた場合、あなたが担当された被疑者・被告人の知的障害の程度を、あなたはどの程度認識できていたと思いますか。

- 1 おおむね認識できていた。
- 2 半分程度は認識できていた。
- 3 あまり認識できていなかった。
- 4 わからない。

問2
----

